

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

小 島 健

はじめに

前稿で指摘したように第二次大戦後のヨーロッパではキリスト教民主主義政党が誕生し、大きな勢力として今日でも影響力を保持している¹⁾。また、キリスト教民主主義政党はヨーロッパ統合に積極的であり EU にいたる戦後ヨーロッパ統合の推進力となってきた。EU の欧州議会における第 1 党は、長いあいだ現在に至るまでキリスト教民主勢力を中心とする欧州人民党グループである。

第二次大戦後のヨーロッパのキリスト教民主主義政党は、カトリックとプロテスタントの両派に開かれてきた。しかし、キリスト教民主主義政党の源流となる政治勢力はカトリックであり、キリスト教民主主義の起源はプロテスタントではなく、19 世紀のカトリック教会内の改革運動にある。

ただし、カトリックと民主主義は、18 世紀～19 世紀の啓蒙思想やフランス革命の時代において相容れないものと考えられていた。多くのプロテスタント教会は、かなり早くから基礎自治体において民主主義的な政治運営をし、近代になると多くのプロテスタント国家が立憲民主政を採用した。また、教会運営を民主的に行うプロテスタント教会も多い。したがって、プロテスタントと民主主義は親和的であると考えられてきた。

他方、中世以来カトリックは君主制と結びつき、教会組織も非民主的な運営を行ってきた。近代になる頃からの啓蒙思想や市民革命に対してカトリック教会は絶対王権とともに抵抗し、君主制を擁護する保守勢力の中心であった。こうして、プレモダン（前近代）＝カトリック、モダン（近代）＝プロテスタントの構図が人口に膾炙してきた。

したがって、キリスト教民主主義政党がカトリックから生まれてきたことは逆説的である。近代国民国家が大勢となる 20 世紀とくに第二次大戦後におけるキリスト教民主主義の台頭は、どのような背景を持ちまた何を意味するのだろうか。それは、モダンに対するプレモダンの復讐であろうか。あるいは国民国家が行き詰まりを見せるポストモダン（近代後）の時代における新しい現象なのであろうか。

以上の問題を明らかにするには歴史的、政治的、宗教的、社会的に多面的な研究が必要である。そこで本稿では、こうした問題を解く糸口として、キリスト教民主主義が誕生した背景とその後の経緯について解明することを目的とする。具体的には、キリスト教民主主義が

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

19世紀前半のヨーロッパでいかにして誕生したのかをカトリックにおける改革の動きに焦点を当てて分析する。また、19世紀のカトリック内部の動向を理解するうえで、フランス革命以前の絶対王政期におけるキリスト教と国家の関係についても考察する。

I 絶対王政とキリスト教

1. イエズス会とジャンセニスムによるカトリック宗教改革

ルター (Martin Luther, 1483-1546) やカルヴァン (Jean Calvin, 1509-64) による宗教改革は、16世紀にヨーロッパ全土に広がりカトリック世界を動揺させた。これに対して、カトリックのなかからも対抗宗教改革としての新しい神学運動が現れた。ルネサンスの自由の気風のなかで対抗宗教改革 (カトリック宗教改革) の先頭に立ったのがイエズス会であった²⁾。

バスク地方の貴族出身のイグナティウス・デ・ロヨラ (Ignatius de Loyola, 1491-1556) は、スペインの軍人であったが、軍務で負傷したことをきっかけとしてキリスト教に改心した。ロヨラは神学を修めるためにパリ大学に行きそこで同じ志を持つフランシスコ・ザビエル³⁾を含む6人と知り合った。1534年彼らはイエズス会 (ジェズイット教団; [ラ] *Societas Jesus*, [英] *Society of Jesus*) を設立した。

ロヨラは最良の指令を求めうるのはローマ教皇のもとにおいてであると考えており、教皇至上権のイエズス会は対抗宗教改革の中核としてカトリック教会の勢力の回復と拡大に大きな役割を果たした。1540年9月27日に教皇パウルス3世 (Paulus III, 1534-1549) から大勅書 (*Regimini militantis Ecclesiae*) を得たことによってイエズス会は教皇庁公認の正式な教団 (修道会) となった。

17世紀になるとジャンセニスム (ヤンセン主義) と呼ばれるカトリックの改革運動が台頭した⁴⁾。ジャンセニスムとはオランダの神学者コルネリス・ヤンセン (またはコルネリウス・ジャンセン)⁵⁾ の名に由来するキリスト教思想である。ヤンセンはネーデルラントのルーヴァン大学とパリ大学で学んだ後、1617年にルーヴァンに戻り神学博士号を取得した。彼はルーヴァン大学で教育と研究に従事し30年には聖書学教授に任命され、36年にはネーデルラント・イーブル (Ypres) の司教になった。

ヤンセンは、初期キリスト教会の最大の教父アウグスティヌス (Aurelius Augustinus, 354-430) の恩寵論に立ち返ることによりカトリックの刷新を行おうとした。アウグスティヌスの思想をもとにヤンセンは、人間は救いようもなく墮落しており、徹底的に無力であり、自由意志によっては道徳的に正しい生き方はできないと説いた。そして神の恩寵の優位性を強調した。

魂の救済において決定的な要因は、神の意志 (恩寵) かあるいは人間の自由意志かというテーマは、宗教改革以来の神学において大きな問題として活発に論じられてきた。イエズス

会はルネサンスの自由の気風に沿って自由意志の解放を支持していたので、ヤンセンを批判した。ヤンセンは自由意志の優位を主張するイエズス会士ルイス・デ・モリナ (Luis de Molina, 1536-1606) の『自由意志と恩寵の賜物との調和』(1588年)に反論するために遺著となった『アウグスティヌス (*Augustinus*)』(1640年)を著した。

ヤンセンが述べた神の恩寵に関する考えは、アウグスティヌスの恩寵論を擁護する形で述べられたが、しかし、これはプロテスタンティズムとくにカルヴァンの恩寵論に似ることになった。このことがイエズス会によってヤンセン派を異端として攻撃する口実を与えた。他方、ヤンセンの弟子たちは教皇と司教を同格であるとし修道会を敵視した。この結果、教皇に従うことを絶対とする修道会であるイエズス会がヤンセン派の最大の敵になった。対抗宗教改革を牽引しつつも正反対の立場にあるイエズス会とジャンセニスムは対立を続けた。とくにそれはフランスで激しかった⁶⁾。

1643年に教皇ウルバヌス8世 (Urbanus VIII, 在位1623-1644)は、勅書『イン・エミネンティ (*In eminenti*)』を發し、はじめてヤンセンの教説を誤謬であると宣言した。次いで1653年には教皇インノケンティウス10世 (Innocentius X, 在位1644-1655)が『アウグスティヌス』のなかに異端の命題があるとする勅書を公布した。さらに、1713年9月8日にクレメンス11世 (Clemens XI, 在位1700-1721)は大勅書『ユニジェニトゥス (*Unigenitus*)』(神の独り子)においてフランスの司祭ケネル (Pasquier Quesnel) の『新約聖書の道徳的考察』(1671年初版, 1692年増補改訂)のなかにジャンセニスムの誤りがあるとして批判した⁷⁾。

しかし、カトリックの知識人たちの間ではジャンセニスムの支持者が多く、18世紀になると多くの教皇たちはジャンセニスムに寛容となっていった。とくにベネディクトゥス14世 (Benedictus XIV, 在位1740-58)の時代にローマはイタリア・ジャンセニスムの中心地となった。こうしてジャンセニスムのカトリック教会における直接的な影響力は高まったのである⁸⁾。

この時期のジャンセニスムが提起した重要問題は国家と教会との関係である。ジャンセニスムは近代国家理論とともに合理的な行政制度の樹立を目指した。また、国家の力を用いて教会の浄化を行いキリスト教神学の改革を実現しようとした。ジャンセニストの教会浄化運動は、教会の持つ行政機能や所領を削減しようとする国家の要望に合致した。

18世紀に「俗領化」(secularization)という近代的なカトリシズムを生み出す革新の動きがあったことが知られている。俗領化とは、教会の領土を削減し国家が聖職者にかわって領土の支配を行うことを意味する。この動きに立ちはだかったのがイエズス会であった。イエズス会は教皇の首位権(司教よりも上に立つ機能)を擁護したが、啓蒙運動の中でイエズス会の教皇至上主義的考えは懐疑的にみられるようになった。1773年のイエズス会解散まで、反イエズス会闘争が18世紀カトリック世界で展開されたのである。

一方、国家の側はカトリック改革という神学上の問題には無関心であった。国家の関心は国内の領土と行政権の掌握にあった。絶対王政はキリスト教（カトリック）の保護は行ったが、国内への教皇の干渉に反対し、自国内の教会の支配権（管理権と権益）を得ることに腐心した。こうして絶対王政期にカトリック国における教会の権威は弱体化し、1773年に教皇クレメンス14世（Clemens XIV, 在位1769-74）は仕方なくイエズス会の解散を命じるようになった。絶対王政下において、各国教会が教皇庁の支配から自立し国民教会を形成したことが、19世紀の近代国民国家の誕生を精神面から準備した。以下、各国別の事情について検討しよう。

2. フランス

15世紀から16世紀にかけてフランスで国王権力が強化されると1516年に国王と教会との宗教協約が結ばれた。宗教協約によってフランス国王には国内の司教や修道院長の任命権が与えられた。こうしてローマ教皇の権威はフランスから排除され、司教団が憲政上の義務と特権を持った。ここにフランス教会は教皇から独立を獲得したので、宗教協約はガリカニスム（フランス語 Gallicanisme, 英語 Gallicanism）の基礎となったと考えられる⁹⁾。

ガリカニスムとは、フランス国内において教皇権を制限し、国事におけるフランス国王の教皇からの自由とフランス教会の自由を擁護する立場である。この名称はフランスが古代ローマ時代にガリアと呼ばれたことに由来し、強力になったブルボン朝のフランス国王がローマ教皇の首位権、とくに司教の任命がフランスに及ぶことを制限するものである。したがって、これは教会会議を教皇の権威よりも上におき、フランス教会を独立させるものであった。

フランスでは新旧両派の宗教戦争に貴族の権力闘争が絡んだユグノー戦争が1562年に勃発した。ところが戦争中に王家のヴァロア家が断絶したためプロテスタント側を率いて戦っていたアンリ4世（Henri IV, 在位1589-1610）が1589年に国王に即位しブルボン朝を開いた。彼は即位後の1593年にカトリックに改宗し、98年のナントの王令でプロテスタントに信仰の自由を認めた。これによってユグノー戦争は終結することになった。

アンリ4世を継いだルイ13世（Louis XIII, 在位1610-43）は、リシュリュー枢機卿（Armand Jean du Plessis de Richelieu, Cardinal, 1585-1642）を宰相として絶対王政を確立した。ブルボン絶対王政はルイ14世（Louis XIV, 在位1643-1715）の時代に最盛期を迎えた。ルイ14世はガリカニスムにもとづいて宗教政策を推進した¹⁰⁾。国権が強化されると1682年にフランス聖職者会議はガリカニスムの受諾を宣言し、教会は国王の支配下に置かれることになった。これは「ガリカン教会の自由条項」と呼ばれるものでボシュエ（Jacques-Bénigne Bossuet）司教らによって聖職者に対する国王の支配権を拡大する目的で1682年に四箇条の宣言としてまとめられた。1685年になるとルイ14世はナントの王令を撤廃しカトリックを国教とした。

フランス国内でガリカニスムの発展に大きく貢献したのはジャンセニスムであった。ジャンセニスム発展の起点となった人物が、ヤンセンの盟友であるサン・シラン師¹¹⁾である。彼は1636年にポール・ロワイヤル (Port-Royal) 修道院の指導司祭になるとここを拠点にジャンセニスムの運動を拡大した。ガリカニスムの発展に大きな影響を与えたポール・ロワイヤル修道院とジャンセニストたちは長らくフランス王室から保護を受けていた。

ジャンセニスムはとくに教皇至上主義のイエズス会と対立したが、知識人の間で広まった。他方、イエズス会は絶対王政に取り入りジャンセニストを追い詰め、宰相リシュリューは1638年ついにサン・シランを逮捕し投獄した。

こうした反ジャンセニスムの動きに対して、有名なジャンセニストの知識人パスカル¹²⁾は1856年から57年にかけて匿名の書簡体文書『田舎の友への手紙』¹³⁾を発表した。この宗教書簡でパスカルは、アウグスティヌスに始まる恩寵論を擁護する一方でイエズス会の自由主義的な神学とくに決疑論を批判し、またイエズス会士の狡猾な策略と道徳的墮落を暴露し好評を博した¹⁴⁾。

しかし、ジャンセニスムの潮流が勢いを増し次第に絶対王政の脅威となった。1688年に司教に対する国王の財政・行政面での支配権に関してジャンセニストはルイ14世と対立し、教皇側についた。この時からルイ14世は、ジャンセニスムを敵視するようになり1710年ポール・ロワイヤル・デ・シャン (Port-Royal des Champs)¹⁵⁾を爆破した。ケネルやアルノー (Antoine Arnauld) 等ジャンセニスムの知的指導者は低地地方に逃れた。しかし、フランス議会ではイエズス会に反対する勢力が強く、1763年に議会の圧力によってイエズス会はフランスから追放された。こうして絶対王政下のフランスでは、政敵同士のジャンセニスムとイエズス会の両派が排斥されガリカニスムが残ることになった。

3. オーストリア

1765年にフランツ1世 (Franz I, 在位1745-65) が死去すると、オーストリアではその子ヨーゼフ2世 (Joseph II, 在位1765-90) が母マリア=テレジア (Maria Theresia, 在位1740-80) との共同統治を父から継続した。マリア=テレジアは敬虔なカトリック教徒であったが、教会の特権とくに教皇庁からの介入には反対し、これを排除するよう努めた。司教の任免には君主の同意が必要となり、聖職者の免税特権もはく奪された。さらにオーストリア絶対主義のイデオロギー的支柱であったイエズス会が1773年に解散されると、教会財産は国有化されたばかりか、すべての教会財産の管理も国家のもとにおかれた¹⁶⁾。

1780年にマリア=テレジアが没すると以降はヨーゼフ2世の単独統治の時代となった。彼は、絶対主義の確立に向けて諸改革を実行したが、それは啓蒙専制君主としての自由主義的改革であり、「ヨゼフィニスム (Josephinismus)」(ヨーゼフ主義) と呼ばれる。彼は1781年10月に宗教寛容令を出してプロテスタントやギリシャ正教徒に信教の自由を認め、

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

ユダヤ人に対する待遇も改善した。さらに同年 11 月には農奴解放令が出され、検閲が禁止されるなど自由主義的改革を進めた。

宗教寛容令では、教会領の没収や修道院の解散も行い、土地は国有化した。貴族に対しても厳しく対応し、1787 年に領主の裁判における特権を廃止し、89 年には貴族の行政上の特権も廃止し国民と同様の納税義務を課した。

しかし、ヨゼフィニスムは、フランス革命勃発直後の 1790 年 2 月のヨーゼフ 2 世の死によって停止した。その後は封建的な政策が採用され、賦役が復活し農奴制が復活する反動の時代を迎えた。

4. ドイツ

ドイツにおいても教会を国家の権威に従属させようとしたフェブロンイズム (Febronism, [英] Febronianism, [独] Febronianismus) と呼ばれる思想が影響力を持つようになった¹⁷⁾。これはフランスのガリカニスムの影響を受けて、ドイツのトリールの補佐司教ヨハネ・ニコラウス・ホントハイムが、フェブロニウス (Febronius) の筆名で 1763 年に論文『教会の位置とローマ教皇の正当権』(De statu ecclesiae et legitima potestate Romani Pontificis) を発表したことに由来する。

フェブロンイズムは、教皇による専制的な統治の廃止を訴え、教皇権を首位権に引き下げ、教皇は司教団や公会議に従うよう要求した。この考えは極端な教皇中心主義に不満を持つドイツ領邦司教たちから圧倒的な支持を得た。しかし、教皇クレメンス 13 世 (Clemens XIII, 在位 1758-1769) はこの論文を批判し、1764 年に『禁書目録』に載せた。

しかし、その後フェブロンイズムはウィーンの教会法学者バレンティヌス・オイベルの著作『教皇とは何か』によって広められ強い影響力を持った。これに対してピウス 6 世 (Pius VI, 在位 1775-99) は 1786 年 11 月 28 日の小勅書 (*Super soliditate petrae*) でフェブロンイズムの誤謬を指摘し正式に同書を排斥した。フェブロンイズムは 18 世紀末まではドイツにおいて影響力を持ったが、フランス革命後 19 世紀に入ると次第に勢力を失った。

以上、見てきた通り、18 世紀の絶対王政期においてガリカニスム、ヨゼフィニスム、フェブロンイズムが優勢で君主は教皇よりも強かった¹⁸⁾。司教は、君主によって任命され、国家教会はローマから独立していた。キリスト教世界は国家教会の一種の連合体であった。

II フランス革命後の国家と宗教

1. フランス革命とキリスト教

1789 年 7 月 14 日のパリ民衆によるバスティーユ監獄襲撃をきっかけとしてフランス革命

が始まった。革命は瞬間にフランス全土に拡大した。革命前の1786年にトスカナ大公によって教会会議（ピストイアの教会会議）が招集された。ピストイアの教会会議ではヤンセン派のケネルの思想、フェブロニズム、国家教会主義を混合させた57か条の協議が採択され、ジャンセニズムは再度大きな影響力を持っていた。

革命が勃発するとそれまでの絶対王政に失望していたジャンセニストたちの多くが革命の側に加わった¹⁹⁾。例えばサン・メダール教会の助任司祭パリス（François de Paris, 1690-1717）は民衆のなかで民衆の立場で活動していたが、革命が勃発すると民衆とともに革命に参加した。ジャンセニストは、絶対王政は教会を道徳警察として悪用するとの想定のもと、民主共和国に期待して革命を支持したのである。彼らは革命によって社会と教会を一体にするようなカトリック国家の建設を夢見た。下級聖職者も上位聖職者も進歩的考えのものは革命の側についた。

1889年6月1日に第三身分から三部会を廃し「国民議会」を創設する提案が出されたとき、第一身分に属する4人の司教と149名の司祭がこれに賛成した。議会は8月26日に十分の一税と呼ばれる教会税の廃止を決定した。さらに議会は革命を支持する聖職者階級の司教タレーラン（Charles Maurice de Talleyrand-Périgord）²⁰⁾の提案を受け入れ、教会財産の没収と国有化を行った。これによって聖職者は国家公務員となった。1790年7月に議会で可決された「聖職者民事基本法」（Constitution civile du clergé）により修道院は禁止され、教会は国家の市民法の下におかれ、聖職者は国家公務員として革命政府への忠誠の宣誓を強制された。ここにフランスの教会はタレーラン達に指導された「憲法派教会」と宣誓を拒否する正統教会に分裂した²¹⁾。聖職者の半数近くは教皇ピウス6世の指示に従って宣誓を拒否し弾圧された。革命政府は1791年に教皇庁との外交関係を断絶したばかりか、教皇領であるアヴィニョンを占領した。さらにフランスは北イタリアを支配下におきローマを手中にしてローマ共和国を建国した。

1793年のルイ16世の処刑とその後の恐怖政治において、多くの聖職者が追放、処刑され教会は破壊された。革命政府はグレゴリウス暦を廃止し共和暦を採用し、「理性の神」が崇拜され、カトリック信仰からの離脱とフランス社会の世俗化が目指された。しかしながら、フランス国民の多くはカトリック信仰を捨てず教会の復興を希望した。

改革派カトリックはいまや明らかに教皇と対立する立場になった。教皇ピウス6世は、1794年に教勅「アウクトレム・フィデイ」を發布しジャンセニストの思想を糾弾し、1786年のピストイア教会会議で採択された57か条の教義を無効にした。フランス革命にカトリック改革の夢を託したジャンセニストは、フランスの民衆と教皇を敵に回し、ここに完全に影響力を失うことになった。

2. ナポレオン体制下の宗教協約

こうしたフランス社会の状況を踏まえて、フランスの支配者となったナポレオン (Napoléon Bonaparte, 1769-1821) は、1801年7月に教皇ピウス7世 (Pius VII, 在位 1800-23) と宗教協約 (コンコルダート)²²⁾ を締結してフランスと教皇庁は和解することになった。この宗教協約は、カトリックの近代化に大きな意味を持ち、1905年までフランスと教皇庁の関係を規定した²³⁾。

宗教協約の前文において共和国政府は、ローマ・カトリックがフランス市民の大多数の宗教であることを認めた。これは教皇側にとって2つの利点をもたらした。第一に、フランスの指導層にあったフランスを非キリスト教化し新しい宗教を創設しようとした企てを阻止したことである。第二にローマ教皇から独立した国民教会を創設する意図も挫折させたことである。この結果、ガリカニスムは復活せず、フランスにおけるカトリック教会の存在は政府とローマとの交渉によって決まることになり、司教団が介入する余地はなくなった。

他方、協約によって俗領化は決定的となった。革命で否定されたカトリック教会の地位は復権したが、革命政府に没収された教会領は返還されないことが確認された (第13条)。また、政府が司教を指名するが、教会法上は教皇によって任命されることになった (第4条)。さらに司教は主任司祭を任命する権利を持ち (第10条)、司教座聖堂参事会と教区の神学校を持つことができる (第11条)。1801年11月29日の教書 (*Qui Christi domini vices*) によって旧教区は廃止され司教団は解散させられた。その上で教皇はナポレオンと協議して60名を新しい教区の司教として任命した²⁴⁾。こうして教皇は完全に司教を支配する権力を手にした。

しかし、ナポレオンは教皇に数々の苦渋を飲ませて聖職者に対する世俗の権威の優位を示した。有名な例として1804年12月2日のノートルダム聖堂での戴冠式の出来事がある。ナポレオンは、ピウス7世にパリに来てナポレオンに皇帝の冠を載せて欲しいという前代未聞の要求を強引に飲ませた。そして戴冠式でナポレオンは教皇にひれ伏すことなく、教皇の目の前で帝冠を自から頭に載せて皇帝の権威を誇示したのである²⁵⁾。ただし、この行為は事前にナポレオンから教皇に伝えて了解を取っていた。

ナポレオンと教皇の関係は、教皇がローマに戻った後も緊張状態が続いた²⁶⁾。1806年末にナポレオンがイギリスに対する大陸封鎖を始めたが、教皇が中立政策をとれば封鎖に穴が開く。ナポレオンの要求に応じないピウス7世に対してフランス軍は1808年2月ローマを占領した。それでもナポレオンに抵抗する教皇に対して1809年7月フランス軍はキリーナレ宮殿を強襲し、ピウス7世を拉致し最終的にサヴォナに幽閉した。教皇はここに1812年3月まで3年近くを過ごすことになった。

幽閉されたピウス7世はそれでもナポレオンの要求に抵抗をつづけた。教皇は職務を遂行する独立性が奪われているとして、ナポレオンが任命した司教たちに司教の位を授けなかった。

そのため 17 の司教座で司教が不在となった。また、ナポレオンが 1809 年に皇后ジョゼフィーヌ (Joséphine de Beauharnais, 1763-1814) との結婚を無効とし、翌年オーストリア大公女マリ・ルイズ (Marie Louise, 1791-1847) と再婚したことにも宗教上の手続きに疑義を示した。しかしナポレオンは、1810 年 4 月 1 日に再婚の儀式を挙行した²⁷⁾。このとき出席するよう要請された 13 人の枢機卿は欠席したが、ナポレオンは彼らに容赦なく報復した。

宗教協約は、革命によって没収された教会財産は返還されないものの、フランス国家が損害を弁済することを決めていた。ところが、ナポレオンは協約締結直後に教会への損害補償の約束を反故にした。このナポレオンの態度を受けて、フランスのカトリック教会はフランス政府に対して不信を募らせ、ローマへの精神的依存を強めた。ここにガリカニズムに対するウルトラモンタニズムがフランスで生まれることになった。

ナポレオンは教皇と直接交渉ができるよう 1812 年 6 月ピウス 7 世をフォンテヌブローに移した。同年のロシア遠征での敗北後、11 月にナポレオンはパリに戻り体勢を立て直しに取り掛かった。翌 1 月ナポレオンはフォンテヌブローの宮殿に赴き教皇に譲歩を迫り、新しい両者の取り決めを記した文書に教皇の署名を得た。1813 年 1 月 25 日ナポレオンはこの文書を新しい宗教協約であるとして公表した。3 月に教皇はこれを破棄する旨ナポレオンに親書を送ったが無視され、この「フォンテヌブロー宗教協約」は帝国の法律として公布された²⁸⁾。

ナポレオンの天下は 1813 年 10 月ライプツィヒの戦いでの敗北によって最終局面を迎えた。14 年初めにヨーロッパ同盟軍はフランス本土に入り、ナポレオンは退位しエルバ島に流された。ナポレオンが失脚し幽閉が解けた教皇は、14 年 5 月ローマに凱旋した。ピウス 7 世は直ちにフォンテヌブロー宗教協約の無効を宣言し、その後は教皇権の強化に努めた。このようにフランスは国家と教会の対立が典型的に表れた国であった。

3. 復古王政と保守思想の台頭

ナポレオンの失脚後、ルイ 16 世の弟ルイ 18 世 (Louis XVIII, 在位 1814-24) が国王に即位しブルボン朝が復活した。復古王政 (Restauration) 下では、反自由主義と自由主義の二つの潮流がせめぎあっていた。ルイ 18 世は、憲法に相当する『憲章』(la Charte) を制定し世襲議員からなる貴族院 (Chambres des pairs) と制限選挙で選出される代議院 (Chambres des deputes) による二院制を採用し、立憲君主政がとられた。憲章はカトリックを国教としたが、しかしカトリック以外の信仰と祭儀の自由も保障された。また、政治的自由は制限を受け新聞は検閲されたが、それでも自由主義的新闻やカトリックの教義に反する出版物も大量に発行された。

復古王政期になるとフランス国民の宗教心が復活しカトリック教会は復興した。また、政府も物心両面で教会を援助した。1820 年代に聖職者への志願者はかつてないほど増加し頂点を迎え、それ以来これに達したことはなかった。イエズス会も再建されたが、これは自由

主義者のひんしゆくを買った。フランス革命は、18世紀に生まれた新しい思想や計画が恐怖社会に帰結したことを示した。新しい思想は信用を失い、復古思想が広まり復古社会が形成された。

カトリック教会は国王以上に王党派であり、カトリックにおいては「王冠と祭壇の同盟」が重んじられ、民主主義は信用を失っていた。フランスの司教たちが支持し教えたのは革命前と同じガリカンの教義であった。すなわち、ガリカンは世俗の事柄に対しては教皇が介入できないとして教皇の権威を制限した。したがって、教皇の無謬性も否定し、公会議の同意なしには教皇たりとも万能ではないと主張した²⁹⁾。

しかし、ウィーン会議では教皇が派遣したコンサルヴィ枢機卿 (Cardinal Consalvi) が教皇制の諸権利を守るために奮闘し列強諸国にその多くを認めさせた。ルイ 18 世はフランス教会のガリカンの特権を取り戻し 1516 年の宗教協約の状態を回復しようと試みたが挫折した³⁰⁾。

カトリックが復興した復古王政期にフランス革命を批判し、伝統的で保守的な思想を展開したのは、革命によってフランスの隣国などに亡命した知識人たちであった。彼ら伝統主義者は、フランス革命の理性信仰に反対し、人間の理性だけでは真理を完全に理解することは不可能であると主張した。彼らは革命によって破壊された社会秩序を再建するために、カトリックと王権の復活を唱えた。代表的な反革命の保守主義を代表する思想家としてメーストル (Joseph de Maistre, 1753-1821)、ボナール (Louis-Gabriel Ambroise, Vicomte de Bonald, 1754-1840)、シャトーブリアン (François-René de Chateaubriand, vicomte, 1768-1848) の 3 人が挙げられる³¹⁾。彼らの当初の立場はウルトラモンタンであった。

カトリックの反動思想家で作家のメーストルは、革命軍に追われてローザンヌに逃れ、サルディーニア王国の外交官となり、1803 年から 17 年までロシア駐在公使としてペトログラードに赴任し貧しい生活を送った³²⁾。メーストルは、人間の理性に信頼を置く啓蒙思想およびフランス革命が、従来からの権威に挑戦したことによって社会を分断したと批判した。したがって、彼によればフランスが陥っている混乱と無秩序からの救済は、カトリックの権威と王権の復権による。また、これらの権威にたいする臣民の絶対的服従が必要であるとされた。

1818 年の『教皇論』³³⁾ でメーストルは、教皇を称賛しウルトラモンタニズムを提唱した。彼によれば君主制国家をカトリックの教義の上に再建すべきであるが、ただし君主の主権は教皇権によって制限を受けなければならない。また政府なしには社会は存在できず、政府には無謬性 (l'infailibilité) がある。無謬性は世俗の政府には本来備わっていないが、社会が存立するうえで無謬性が仮定される必要があるとも彼は主張した。いずれにせよメーストルはブルボン朝が復活を目指したガリカンの教会に対するコントロールを拒否した³⁴⁾。

さらに 1821 年の著書『ローマ教皇とガリカン教会との関係について』³⁵⁾ でメーストルは

ガリカニスムを批判してウルトラモンタニスムを主張する。彼によれば権威は神に由来するものであり、それは君主と教皇によって具現化されるが、教皇による教会の統治が理想である。しかしながら、革命後のフランスにおいて宗教的権威による国家統一は不可能に近い。そこで彼は人々の共同体意識を国家統一の根拠と考えた。

ボナールは、プロヴァンスの旧家の出身で1790年にはアヴェイロン県の県議会議長になった。しかし、革命政府が聖職者に憲法への宣誓を義務付けたことに反対し、コンスタンツに亡命した³⁶⁾。彼は亡命先で1796年に著した『市民社会における政治的・宗教的権力の理論』³⁷⁾において、フランス革命とその背景にある啓蒙思想を批判した。彼によれば人間が社会を作るのではなく、人間は社会によって作られる。フランス革命は「宗教の支配と精神の権威」を破壊し知的な無政府状態を招いたが、宗教と市民社会は結びついている。したがって、両者を分離する啓蒙思想は誤っていると彼は主張した。

またボナールは、破壊された秩序を回復するために、台頭しつつあった商工業を抑制して農業を再建することを提言した。つまり農業社会の基礎単位である家族を強化し、家族を拡大した先に国家を設立するという構想である。ここで彼が言う家族とは土地を所有し農業に従事する家父長的家族であり、革命によって生み出された小土地所有農民が想定された。

ボナールは、キリスト教の社会的側面に着目し宗教は社会にとって不可欠であると主張した。そして国家と教会を不変の政治単位であると考え、カトリック的君主制のもとにおける君主、貴族、臣民からなる統一国家を神の秩序であると評価した。このようにボナールは専制的ブルボン朝の復活を正当化したので、彼は正統主義派に大きな影響を与えた。また、ボナールの社会を個人の集まりではなく有機体的全体ととらえる社会思想は、その後のサン・シモン (Claude Henri de Bouvroy, comte de Saint-Simon, 1760-1825) やコント (Auguste Comte, 1798-1857) の社会理論にも大きな影響を与えることになった。

ボナールの亡命は1797年まで続いたが、帰国後はナポレオン治世下でとくに冷遇されることはなかった。さらに王政復古とともに彼は国会議員に選出されアカデミー・フランセーズの会員にもなり、正統王朝主義の理論的指導者として七月革命まで活躍した。

シャトーブリアンはトクヴィル (Alexis de Tocqueville, 1805-1859) の縁戚にあたる貴族であり、青年期に啓蒙思想の影響を受け一度は信仰を捨てた。しかし、革命によって家族を殺され、自身はロンドンで8年間の亡命生活を送ったのを機にカトリックに復帰した。ナポレオン政権誕生後に帰国した彼は1801年の小説『アタラ』や『ルネ』の成功によって作家としての名声を確立した。1802年に執筆された『キリスト教の精髓』³⁸⁾は、キリスト教の持つ倫理的、文化的、社会的価値を強調したものであり、当時のカトリック復興の機運に乗って広く読まれ大きな成功を収めた³⁹⁾。こうして彼はフランスの宗教思想とロマン主義文学に大きな影響を与えた。ただし、彼の護教論はさきわめて心情的なものにとどまり学問的とは言い難かった。

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

復古王政後のシャトーブリアンは大物政治家となり、外務大臣などの要職を歴任した。しかし、七月革命ではルイ・フィリップの国王就任に反対し貴族院議員を辞めた。この後の彼は正統王朝派を代表する人物としてフランス社会に影響を与え続けた。

なお、以上に挙げた3人の伝統主義者は、ウルトラモンタンであったが、のちにフランスの現実に即してガリカニスムを受け入れるようになった。

4. ドイツ

ドイツでもフランスと同様に教会制度の変革が起こり俗領化が進展した⁴⁰⁾。ナポレオン軍がドイツに侵入し、進撃を受けカンポフォルミオの講和がなると、1797-99年にラスシュタット会議が開かれた。この結果、ライン河沿岸地方はフランス領土となり、こののち教会財産の俗領化は不可避となった。ケルンをはじめとするラインラントの領邦司教の領土は世俗の権力の下におかれることになった。

1803年までの神聖ローマ帝国（ドイツ）は司教領主と制度上深くつながり、カトリック的原理に従って統治されていた。しかし、ナポレオンの侵略によって統治原理はライン同盟の時代（1806-13年）から大きく変わった。

ローマ教皇庁はドイツ司教団の領土没収（俗領化）には反対しなかった。むしろ、司教が世俗領主であり、司教団を基礎とするドイツの教会制度をローマは敵視していた。俗領化はそれまでローマ教皇庁に強固に反発していたフェブロニズムの基盤を掘り崩すことになった。

教皇庁は、1803年から約20年間ドイツにおいて新たに司教も司祭も任命しなかった。このため司教や司祭がない教区が増加した。ナポレオンが失脚しウィーン会議がヨーロッパに秩序を取り戻すと、ドイツにおいても1818-29年にローマと世俗君主との間で宗教協約が締結されドイツの教会組織の変革がなされた。こうしてフェブロニズムが後退し、司教たちはフランス同様に教皇への依存を高めることになった。

プロテスタントのプロイセンも教皇庁と宗教協約を締結した。しかし、新たにプロイセン領となったカトリックのラインラントでは、教会と政府の争いが絶えなかった。とくに多くの司教区で司教が決まらず空位となった時代、プロイセン政府の圧力を受けたカトリックの一般信徒と教会はますます絆を強固にしローマへの依存を強めた。

他方、文化・芸術・思想の分野ではフランスから移入された「啓蒙思想」への反動からロマン主義が起こり疾風怒濤（シュトルム・ウント・ドランク）と呼ばれた。ノヴァリス（Novalis）に代表されるカトリック作家たちの活躍も目立ったが、ドイツ・ロマン主義運動は、ドイツ・カトリック思想の発展に寄与した⁴¹⁾。この運動は中世を志向し、思想の持つ神秘的な価値を再発見したので、神学の発展にも寄与することになった。

5. イタリア

教皇は世界の教会の長であると同時にイタリア中部の世俗君主でもあった。1796年3月にイタリア遠征軍の司令官に任じられたナポレオンは、イタリア半島に侵入し中部イタリアの教皇領を占領した。さらに97年2月にローマを占領し、ピウス6世に退位を迫った。教皇が退位を拒否するとフランスはピウス6世を逮捕し、シエナさらにフランスに連行した。教皇が不在となったローマでは市民によってローマ共和国が建国され、フランスは同共和国を承認した。ピウス6世は1799年8月に南仏ヴァランスで屈辱のうちに亡くなった。

1800年3月ピウス7世が教皇に即位した。ナポレオンは、ピウス7世をコントロールできるとみてローマ共和国を廃し、教皇領国家を復活させた。しかし、ピウス7世もやがてナポレオンと対立したため教皇領は接収され、09年正式にフランスに併合された。そして教皇は捕らえられてジェノヴァ近郊に4年もの間幽閉された。1813年のフォンテヌブロー宗教協約によって14年1月ようやく教皇領は返還された。ナポレオンが没落し14年5月にローマにもどった教皇は教皇庁の再建と教会の権威回復のために積極的に行動した。

ピウス7世はまずイタリア半島各地の教皇領の奪還と政治的影響力の再興に取り掛かった。こうして1814年以降、教皇は教皇領国を持つことによって世俗の君主と同格の地位を手にした。しかし、教皇領国のおかげで教皇はイタリア半島の政治的対立、とくにイタリア統一運動に巻き込まれることになった。

ウィーン会議に集まった各国代表に対してピウス7世は、フランス革命前の秩序への復帰の必要性を訴え、フランスを除く旧教皇領の返還を要求した⁴²⁾。教皇はフランス革命前の教皇領をほぼ取り戻すことができた。また、1814年には1773年に解散させられた教皇に忠実なイエズス会の再興を実現させた。ピウス7世は、国内の宗教問題に管轄権を主張する各国政府と宗教協約を結び、最低限の教会の権益を守った。

1820年代以降、経済的自由と政治的民主主義を求める勢力が教皇領を含むイタリアでも着実に地歩を固めつつあった。教皇領国家の存立は不安定となり、さらに北部から始まったイタリア統一運動が勢力を拡大してきた。1823年にピウス7世が死去すると、極端に保守的なレオ12世(Leo XII, 在位1823-29)が教皇に選出された。さらにレオ12世の次のピウス8世(Pius VIII, 在位1829-30)も保守的な政策を継続した。しかし、この間にもマッツイーニ(Giuseppe Mazzini, 1805-72)の指導のもとイタリア民族主義運動はローマから離れたエミリア・ロマーニャ州を中心として続けられた。とくにボローニャ大学は革命思想に共鳴する知識人の拠点となった。

1831年2月にピウス8世を継いだのも超保守派のグレゴリウス16世(Gregorius XVI, 在位1831-46)であった。彼はオーストリア宰相メッテルニヒ(Klemens Metternich, Fürst von, 1773-1859)の支持を得て教皇に選出された。新教皇は、オーストリアにイタリア民族運動の鎮圧を要請した。オーストリア軍は、直ちにボローニャなどの革命勢力を駆逐

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

した。

グレゴリウス 16 世は、教会の権益に対する世俗権力の介入に反発し、教皇庁によるすべての司教の任命権を主張した。また、フランス人ラムネーの自由主義的カトリシズムがフランス以外に広がると、自由主義的カトリシズムが教皇の首位権を否定するとみて 1832 年の回勅で禁じた。彼は啓蒙思想から始まった近代的自由主義が反教會的であるとみていた。グレゴリウス 16 世は、鉄道敷設に反対するなど近代化を拒否する保守的な政策を打ち出し、その結果イタリアは政治的にも経済的にも危機に陥った。

6. ウルトラモンタニズムの台頭と教皇庁

市民革命と産業革命の進行は、絶対主義体制を動揺させ、伝統的で宗教的な農村部を解体し教会の基盤を揺るがした。19 世紀に入る頃からヨーロッパ大陸諸国では貴族階級から新興のブルジョア階級への権力の移行が進んだ。聖職者階級もアンシャン・レジームの下で与えられてきた特権を失い、彼らを絶対主義国家に対する支持へと向かわせてきた動機は消滅した。ガリカニズムやヨセフィニズムなどは次第に存在理由を失ったのである。

絶対主義国家の衰退を前にカトリック教徒は教会に敵対する世俗主義的政府をはっきりと認識することになった。さらに世俗主義や自由主義だけでなく、19 世紀に新たに登場してきた唯物論、社会主義や共産主義、労働運動などの脅威に対してもカトリックは結束して対応する必要があると感じた。こうした状況を背景にしてウルトラモンタニズムが台頭した。

ウルトラモンタニズム（〔仏〕ultramontanisme）とは、山（アルプス）を超えた向こう側つまりローマに絶対的な決定権があるとする考えであり、教皇至上主義と訳すことができる。また、これを主張する人々をウルトラモンタン（〔仏〕ultramontan）と呼ぶ。19 世紀の新しい政治的、社会的脅威に直面したウルトラモンタンは、教皇のみがこれらに対抗できると考えた。そこで高度に中央集権化された教皇のもとでの世俗国家の介入を排除できる教会体制を求めた。

その手段となったのが教皇と国民国家による宗教協約である。教皇は、協約によって国民教会や各国司教団に対する教皇の首位権を確立することに腐心した。ヨーロッパにおける宗教協約体制の確立がウルトラモンタニズムの背景であった。1814 年に再興されたイエズス会は、ウルトラモンタニズムの運動に乗じて勢力を拡大していく。

国民主義が広まり近代国民国家が誕生した 19 世紀に、超国家的なウルトラモンタニズムがカトリック世界で支配的になるという逆説的な現象が出現した。教皇はこれまでの歴史にないほどの権威と教会組織に対する支配権を持ったのである。19 世紀にガリカニズム、ヨセフィニズム、フェブロニズムなどをもとに国民別の教会組織が存続したならば、これらはカトリック教会の一体性に危機をもたらしたであろう。国民主義の側圧の中でフランス革命、ナポレオン、ウィーン会議を利用してカトリック世界の脅威となる国民教會的構造を廃

止し、教皇の至上権を確立した意味は大きい。権威が上昇した教皇制は、各国固有の歴史や事情を考慮しなくなり中央集権化を進めた⁴³⁾。

Ⅲ キリスト教民主主義の誕生

1. 七月王政とカトリック自由主義

復古王政下の王党政府は、フランス社会とカトリックとの一体化を目指した。しかし、復古王政はもはやフランス革命前に戻ることはできなかった。水面下において、そして一部は表面においても自由主義は生きていた。『憲章』は、制限はあるものの言論や出版の自由を認めるなど自由主義的な規定を盛り込んだ。復古王政も革命の成果を部分的には継承したのである。

また、大革命をきっかけとして反聖職主義的になっていた中産階級は王党政府の方針に激しく抵抗するようになった。ルイ18世を継いだシャルル10世(Charles X, 在位1824-30)は1830年7月の革命によって王座を追われた。代わってブルボン家傍系でオルレアン公のルイ=フィリップ(Louis-Philippe, 1773-1850)が王位につき、七月王政が始まった。シャルル10世は「フランスの王」(roi de France)であったが、ルイ=フィリップは「フランス人たちの王」(roi des Français)と呼ばれた。神や歴史の権威は退き、民意が王政の基盤にあるとされた。

『憲章』は修正されカトリックは国教の地位を失い、「多くのフランス人の宗教」に格下げされた。復古王政を支えていたカトリックの貴族たちは新王への忠誠の誓いを拒否し、政界から排除された。かわって七月王政は、市民階級とくにその上層を主な支持基盤とし中道路線をとった。市民階級はカトリックに反感を持つか、宗教的に無関心なものが多かった。しかし、度重なる政治腐敗、経済面でも不況と凶作(1846年)に見舞われた。

1820年代後半から30年代にキリスト教民主主義の潮流が生まれた。その指導者たちはカトリックであり民主主義、教育の自由、国家からの教会の自立などを掲げた。彼らの重要な特徴はウルトラモンタンにあった。この点で復古王政期のガリカンの司教や保守思想家たちとは違っていた。キリスト教民主主義者らは、教皇への忠誠と教皇の権威が国家に対する自由を保障する最善の策であると考えたのである。以下では著名な指導者であるラムネー(Félicité Robert de Lamennais, 1782-1854)、その弟子のラコルデール(Jean-Baptiste-Henri Lacordaire, 1802-1861)そしてビュシェ(Philippe Buchez, 1796-1865)を中心に考察する。

なお、この時期に非カトリック政権下の諸国におけるカトリック住民の自由を求めた闘争が起きたこともキリスト教民主主義の主張に説得性を与えた。ウィーン条約によってベルギーはプロテスタントのオランダ王国に支配されていた。1830年ベルギーではカトリック教徒と自由主義ブルジョアジーの同盟がオランダからの独立革命を起こした。革命は成功し、

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

31年にはきわめて自由主義的な憲法が採択された⁴⁴⁾。

ベルギーのように独立は勝ち取れなかったが、ポーランドでも正教会のロシアの支配に対して1830-31年、48年、63年に反乱が繰り返された。また、アイルランドも英国国教会のイギリス支配に対して1848年に独立戦争を行った。ヨーロッパ以外でも南アメリカでの反スペイン独立戦争にもカトリック自由主義思想の影響があった⁴⁵⁾。

2. ラムネー

キリスト教民主主義の起源すなわちキリスト教と民主主義とを両立させるための最初の試みは、1830年の七月革命直後にラムネー⁴⁶⁾と彼が創刊した新聞『未来』(*L'Avenir*)にあると言われている⁴⁷⁾。

1782年にサン・マロの裕福な商人の家に生まれたラムネーは自由な教育を受けたが、聖職者の兄⁴⁸⁾の勧めで信仰の道に入った。1809年に下級聖職者となり1816年に司祭となった彼は、翌17年に『宗教に関する無関心について』⁴⁹⁾第1巻を出版した。出版されるや同書は1年間で4万部を売り上げ大変な名声を博した。なお、同書は1817から24年の間に全4巻として刊行された。

同書でラムネーは、無神論を批判しキリスト教の普遍性を論証しようと試みた。また彼は、ガリカニズムを批判し、メーストルと同様に教皇と教会の無謬性を説きウルトラモンタニズムを主張した。さらに1826年の書『市民的秩序との関係から見た宗教』⁵⁰⁾はウルトラモンタニズム宣言としてフランスばかりではなくベルギーやイタリアでも大きな反響を呼んだ。彼は教皇の権威をフランス政府が支配するヒエラルキーへの対抗措置、さらに国家からの教会の解放者と考えた⁵¹⁾。ラムネーのウルトラモンタニズムは、1821年代半ばからはフランスのみならず、オランダやプロイセンなどプロテスタントの政府のもとにあるカトリック教徒をも鼓舞することになった。

ウルトラモンタニズムの主張を鮮明に打ち出したこれらの書籍が名声を博したことによって、すでに名を挙げた3人の保守主義者よりも若いラムネーは、一躍フランス・カトリック界の寵児となった。教皇レオ12世はひそかに彼を枢機卿に任命しようと考えていた。

ところが、ラムネーは復古王政期の自由主義的思潮の中で保守主義から次第にカトリック自由主義者に転向し、民衆の立場に立つ宗教思想家に変貌していった⁵²⁾。当初ラムネーはメーストルやボナールと同様に熱烈な王党派だった。しかし、「王座と祭壇」の結合のもとで王政がキリスト教を国家の道具として利用しているだけで真にキリスト教に基づく政治が行われていないことに彼は失望した。さらにベルギー、アイルランド、ポーランドにおけるカトリック市民や聖職者の非カトリック政府に対する自由独立闘争が彼の民主主義への転向を後押しした。

1823年にラムネーは労働者への社会の抑圧を次のように批判している。「この不幸な人た

ちは自由ではない。…彼らは貧しいから我々に隷属しているに過ぎない。彼らは必要だから我々の奴隷になっているに過ぎないのだ。]⁵³⁾ これはマルクスとエンゲルスによる『共産主義者宣言』よりも25年前の文章である。

ラムネーはそれまでの著作でみられた自由主義的思想を推し進め1829年に『フランス革命と反教会闘争の発展』⁵⁴⁾を出版した。同書は、カトリック自由主義を明確に打ち出し、ブルボン王政を批判した。同書において彼はガリカニスムを激しく批判し、国家の問題と教会の問題を分離することを要求した。そして教会は自由を求める民衆と連帯しなければならないと主張した。ラムネーによればカトリシズムは自由主義社会を克服し、国家をカトリック化することになる。彼は王政における教会の隷属状態を批判し、国家の統制を離れた自由社会に希望を見たのである。

キリスト教民主主義の創始者ラムネーは、多くの聖職者と一般信徒の支持を得た。実際1820年頃から多くのフランス人イエズス会士が、ラムネーの学説の虜になった⁵⁵⁾。ただし、1834年にラムネーが教皇によって破門されるとラムネー支持のすべてのイエズス会士は彼の教えを破棄する文書に署名することになるのだが。

ラムネーの1829年の著書の予想通り1830年七月革命によってブルボン王朝が崩壊すると彼の名声はさらに高まった。30年10月16日ラムネーは、モンタランベール(Charles René Forbes de Montalembert)⁵⁶⁾、ラコルデールおよびド・クー(Charles de Coux, 1787-1864)とともに新聞『未来』を創刊し編集長となった。同紙は「神と自由(Dieu et la Liberté)」をスローガンとして掲げ、カトリック教会と自由主義の統合を目的とすることを明確にした。同紙の目的は同紙30年12月7日号に載った論説「『未来』の教義について」において次のように要約されている。①良心の自由あるいは宗教の自由、②教育の自由、③出版の自由、④結社の自由、⑤選挙権の拡大(普通選挙の実施)、⑥有害な中央集権制の廃止(地方分権)。

『未来』は最初のキリスト教民主主義の新聞と見なされる⁵⁷⁾。同紙は政教分離や市民的自由を主張するカトリック自由主義を主導し、フランス国内外で熱狂的な支持を得た。『未来』が刊行された期間はわずか1年であったが、同誌のカトリック自由主義はドイツ、イタリア、ポーランド、アイルランドにまで広がった。とくにラムネーがカトリック教徒と自由主義者の協力という理想の実現と見たベルギーでは大きな影響を与えた⁵⁸⁾。

ラムネーと『未来』の立場は、仏革命の初期のジャンセニストに類似していた⁵⁹⁾。ジャンセニストたちは絶対君主政の宗教心のなさに絶望し、民主共和国によって社会と教会を一体化することに期待して革命の側についた。その上で彼らはカトリック国家の建設を夢見た。また、ラムネーの教説は、1919年にイタリア民主党を創設したストオルツォ(Don Luigi Sturzo)以降の20世紀のキリスト教民主主義の考えに先行している。さらに、そのヨーロッパにおける広がり戦後の新国際エキップ(NEI)の先駆者であるとも言えよう⁶⁰⁾。

しかし、フランスの宗教世論を揺さぶった1830年からの『未来』事件は、攻撃の標的とされた司教団と政府を接近させることになった⁶¹⁾。「王座と祭壇」の結合に安住するガリカンの司教団はラムネーらを敵視した。そして王党派と組んでラムネーのウルトラモンタニスムへの攻撃を開始した。司教たちは司祭に『未来』を読むことを禁じ、また、新聞もこの新聞がローマで問題視されているとのうわさを流した⁶²⁾。発行部数が激減した『未来』は1831年11月に財政的な事情から休刊を余儀なくされた。

1831年11月21日の『未来』は、全世界の「自由の友」(amis de la liberté)に向けて次のアピールを発した⁶³⁾。「社会の霊的な部分は、政治権力から完全に解放されたものでなければならない。そのためには、

1. 信仰と礼拝は完全に自由でなければならない。したがって、教育、規律、礼拝儀式に対して、権力はいかなる方法によっても、いかなる理由があっても、介入することはできない。
2. 言論の自由は、その形態が何であれ、いかなる予防策によっても妨げられない。
3. 教育の自由は、信教の自由と同じく完全でなければならない。教育の自由は、本質的に信教の自由の一部である。それは信教の自由と同様に、知性と意見表明の自由そのものの一形式だからである。
4. 知的、道徳的、職業的な結社の自由は同じ原則の上に立ち、同じ意味を持って尊重されなければならない。」

窮地に陥ったラムネーは、教皇に救いを求めた。1832年、彼はモンタランベールとラコルデルを率いてローマに向かった。ローマではラムネーの理解者レオ12世教皇が1829年2月に亡くなり、ピウス7世の短い治世の後に超保守派のグレゴリウス16世(Gregorio XVI, 在位1831-46)が31年2月に教皇になっていた。教皇領で自由主義との戦いが行われているさなか、ラムネーらはローマで冷たく遇されたのも当然であった。彼らは32年7月帰国の途に就いた。

グレゴリウス16世は1832年8月12日の回勅「ミラリ・ヴォス」(*Mirari vos*: 貴方に驚く)を発し、名指しこそしなかったがラムネーの教説を批判した⁶⁴⁾。回勅は、新聞の検閲を認め、教会と国家の分離に反対し、国内における急進的な改革を教皇は求めないと宣言した。こうして教皇は他の多くの誤謬とともに言論の自由や革命的自由主義など『未来』による提言を糾弾したのである。休刊していた『未来』は、廃刊を余儀なくされた。

3人は1832年9月に教皇に服した。しかし、ラムネーは1834年4月30日に匿名で出版した著書『一信者の言葉』⁶⁵⁾で教皇への反論を試みた。彼は、福音書の中には正義、自由、平等の原理があると主張する。そして黙示録にならって、苦境にある民族の解放については福音の名において革命が勧められているとのビジョンを示した。ただし、彼は「自由という

ものを人間人格の開花に必要な補完物と考え、そうしたものとしての自由の擁護をよりどころにして自由主義を批判した⁶⁶⁾。ともあれ、キリスト教のなかに自由主義、民主主義の原理があると主張するラムネーの著作は、大きな反響を呼び数十万部が刊行され、フランス以外の国々でも多くの版が出版された。

グレゴリウス 16 世は同書の中には教皇に批判的な個所があるとして、1834 年 7 月 25 日に回勅「シングラリ・ノス」(*Singulari nos*) を発してラムネーを激しく批判しカトリック教会から破門した。ラムネーはこれに対して 1836 年に『ローマ問題』⁶⁷⁾ を出版しカトリック教会と決別した。

ただし、ラムネーは破門以前から教皇庁に対して不信の念を持っていた。そのきっかけは 1831 年のポーランドをめぐる問題であった。ウィーン会議の結果、カトリック教徒が大半を占めるポーランドはロシアの支配下に置かれた。ポーランド人がロシアに対して反乱を起こすと、グレゴリウス 16 世はロシア皇帝ニコライ 1 世 (Nikolaj I, 1796-1855) の側に立った。こうした教皇の態度をラムネーは批判しており、破門は時間の問題であったと言える。

『未来』とその運動は 1832 年に終わるが、ラムネーを起点とする教会とフランス革命によって生まれた社会を和解させようとする新しいカトリックの考えは、その後もフランスで様々な運動を生み出し大きな影響力を持った。それらは、必ずしも自由主義的なものばかりではなかったが、ウルトラモンタンという点では一致していた。

また、ラムネーは当時のフランスの知識人にも大きな影響を与えた。例えば女流作家サンド (George Sand, 1804-76) は一般には非宗教的人間とみられているが、彼女は音楽家リスト (Franz Liszt, 1811-86) に紹介され 1835 年にラムネーと知り合い彼に心酔した。彼女はラムネーが主催する『ル・モンド』紙に『マルシへの手紙』⁶⁸⁾ を執筆することになった。ただし、この連載はサンドが離婚問題を扱おうとしてラムネーと意見が相違し中断された⁶⁹⁾。それでもラムネーの影響はサンドに強く残り、1840 年代に彼女は人道的・社会主義的作品を発表するようになった⁷⁰⁾。

1834 年に教会と絶縁してからラムネーはウルトラモンタニズムから離れて政治活動に軸足を移し『民衆の書』⁷¹⁾ (1837 年) や『人民の過去と未来』⁷²⁾ (1841 年) において社会主義的傾向を強めていく⁷³⁾。これらの著作によれば社会問題を解決するには、まず労働者たちが政治的諸権利を獲得することが重要であり、それによって労働者の状態を改善する法律を作り、法律を通じて体制内での革命が可能となる。労働者は、法律、教育、信用の改善によって、自らの労働によって所有を作り出すことができる。

ただし、ラムネーは、当時の非キリスト教的な社会主義・共産主義思想を批判する。彼は友愛と所有の民主化を何よりも重要と考え、「所有 (propriété) をしりぞける共産主義と領有 (appropriation) をしりぞける社会主義とを、厳しく非難」⁷⁴⁾ した。ともあれ、人民主権と労働者の協同 (アソシアシオン) を主張するラムネーは、カトリック社会主義の先駆者に

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

なった。

3. ラムネーの弟子たち—ラコルデールを中心に—

ラムネーの弟子のモンタランベールは、ラムネーとは別の道を探求した。彼は世俗国家のなかでカトリック教徒の権利を主張するためカトリック政党の設立につとめた⁷⁵⁾。彼は司教たちと協力して、1844-48年にフランス初のカトリック政党を結成した。同党の最優先の目的は中等教育における自由の確保であった。同党は1846年の選挙で140議席を上回る議席を得て一定の成功を取めた。しかし、普通選挙による48年の選挙には対応できず失敗した。なお、モンタランベール自身は1846-48年に貴族院議員となり、第二帝政下でも下院議員を1857年まで務めた。

しかし、19世紀前半のカトリックの知識人にはラムネー以外にもカトリック社会運動にかかわりキリスト教社会主義的な思想を展開した人物がいた。たとえば『未来』の編集者だったド・クーは、のちにベルギーのルーヴァン大学 (Université de Louvain)⁷⁶⁾の経済学教授になった。彼は、少数の者に富が集中して貧困者の窮状がさらに深刻化する格差が増大する社会を批判した⁷⁷⁾。また、カトリック作家でダンテ研究者のオザナム (Frédéric Ozanam, 1813-53) は、1844年ソルボンヌ大学の教授となったが、富者と貧者の格差を問題にし経済的自由主義を批判した。さらに彼は、自ら慈善運動を組織し1841年に聖ヴァンサン・ド・ポール (St Vincent-de-Paul) 協会を設立した⁷⁸⁾。

このようにカトリック知識人のあいだで社会的関心が高まったが、なかでも重要な思想家はラコルデールであった。彼は社会改革が政治活動を通じてのみ達成可能であることを最も明確に理解した⁷⁹⁾。ラコルデールは、1827年に司祭叙階しラムネーに初めて出会ったのは1830年で30歳のころであった。1834年にラムネーが教会を去ったことにより二人の道は分かれたが、ラムネーとの出会いは重要だった。ラムネーは注意散漫な理想家であったが、ラコルデールはより实际的でありラムネーの思想を総合し発展させることができた。

ラムネーは運動の指導者には向いていなかった。彼は信奉者の小さなグループを持っていたが、彼らの意見に興味はなかった。ラムネーは弟子たちに常に変化する彼の意見に同意することを求め、もしそうしなければ無視した。

一方、ラコルデールは彼の思想を広めることに成功した⁸⁰⁾。最初、彼はパリ大司教ド・ケレン (de Quelen) ともめ事を起こしたが、しかし1835年以後は大司教は彼を敵ではなく友として接し影響を与えようとし、ノートルダム大聖堂で連続説教をすることを認めた。1835-36年に行われた連続説教は大反響を巻き起こし、5000人もの人が集まり、ラマルチエス (Lamartine) やシャトブリアンなどの知識人に影響を与えた。彼は、同時代の問題への関心を示して聴衆を魅了した。

1839年ラコルデールはイタリアでドミニコ会に入会した。彼は、フランスにおいてドミ

ニコ会を再建しその指導者となった後、グルノーブル近くの修道院で多くの時間を過ごしほぼ引退した。

4. ビュシエ

この時代のカトリック社会主義の思想家として最も影響力があったのがビュシエである⁸¹⁾。1796年3月に生まれた彼は、1811年からパリ市入税官吏見習いとなった。見習い期間中に彼は多くの書物を読み、唯物論の影響を受けた。

1820年彼はバザール (Armand Bazard, 1791-1832) らとともにフランス・カルボナリ党を結成した。カルボナリ党 (Carboneria: 炭焼党) は1806年ごろナポリでナポレオン体制に反対する共和主義の秘密結社として結成された。同党の勢力はイタリア全土に拡大し、ウィーン体制の下で反絶対主義運動を主導した。カルボナリ党はイタリアからヨーロッパとくにフランスに勢力を拡大し、ウィーン体制に反対する自由主義運動において主要な役割を担っていた。カルボナリはフランスではシャルボンヌリー (Charbonnerie) と呼ばれる。

フランス・カルボナリ党は1822年1月にベルフォール (Belfort) でクーデタを計画していた (ベルフォールの陰謀) が、事前に発覚し失敗してしまう⁸²⁾。このためカルボナリ党は弾圧を受け解体された。ビュシエは逮捕されるが、裁判で無罪となり放免された。

ビュシエはバブーフ主義を捨てて医学の道に進み、1825年4月に医学の学位を取るとともに、フリーメイソンに加入した。さらに25年5月にサン・シモンが出版した『新キリスト教』⁸³⁾を読み、サン・シモンの思想に共鳴した。彼は25年5月19日に死亡したサン・シモンとは面識がなかったが、弟子たちの活動に加わる。サン・シモンの弟子にはバザールがおり、弟子たちによって1925年11月1日に創刊された雑誌『生産者』 (*Producteur*) の編集者の一人はバザールであった。ビュシエも1826年から『生産者』の編集に加わり寄稿者となった。

しかし、1829年にビュシエはカトリックに復帰し、29年末にサン・シモン派から離れてカトリックと社会主義を融合した独自の思想の形成に向かった。30年に七月革命が勃発すると彼は革命に参加したが、結局革命に託した希望は挫折し幻滅を味わう。彼は30年に共和派の結社「人民の友協会」⁸⁴⁾の設立に参加した。さらに1831年12月には『ヨーロッパ人』 (*L'Européen*) という新聞を創刊し、カトリック的友愛の原理と社会主義的共和主義との結合を説いた。同紙は32年10月に休刊したが、35年10月に再刊された⁸⁵⁾。ビュシエはカトリック社会主義の祖と言われようになる。

カトリック社会主義紙として知られる『ヨーロッパ人』においてビュシエはキリスト教にもとづく社会改良を唱え、ビュシエ派が形成されていく。ビュシエは協同組合理論の先駆者となった。とくに1831年に匿名で発表した『都市賃金労働者の状態改善の方法』⁸⁶⁾で説いた労働者の生産協同組合 (アソシアシオン) による社会進歩と友愛の主張は、ビュシエ派社

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

社会革命論の出発点となった。ビュシェのアソシアシオン論は、集権的なサン・シモン派の社会主義論とはことなり、労働者の自律性を国家よりも重視する分権的なものであった。また、サン・シモン派が資本家と労働者を同列においたのに対して、ビュシェは労使関係における搾取の構造を明確に認識して労働者の側に立った。

ビュシェのアソシアシオン論においては、政治的には人民主権、経済的には労働者のみによる生産協同組織（アソシアシオン）の普遍化が訴えられた。これによって、労働者は生産手段と資本を手にするので、賃金労働を廃止し人々に対する搾取を廃棄することができると考えられた。この運動は、職人や労働者層に信奉者を得た。

1840年代になるとビュシェは労働者の新聞『アトリエ（仕事場、工房）』（*L'Atelier*）を中心とするアトリエ派と協力関係を持った⁸⁷⁾。『アトリエ』は、1840年にビュシェ派のコルボン（Claude A. Corbon）によって創刊され50年まで発行された月刊誌であり、コルボンはビュシェと知り合っアソシアシオニストになった人物である。したがって、ビュシェ派とアトリエ派のアソシアシオン論は類似した側面が多かった。また、カトリック的な献身と友愛の精神も共有していた。同誌は毎号「働かない者は食べてはいけない」という聖パウロの言葉を巻頭に掲げた。

ビュシェはロベスピエールの道徳性を高く評価し賛美した。ビュシェの社会主義は、ジャコバン的人民主権の原理とアソシアシオンの結合を目指すものであり、この点もアトリエ派と同様であった⁸⁸⁾。すなわち、彼らのカトリック社会主義においては政治原理の人民主権と経済原理のアソシアシオンは表裏一体、不可分の関係であった。

IV キリスト教民主主義の挫折

1. 二月革命後のキリスト教民主主義者

1848年の二月革命によって七月王政は瓦解した。新たに第二共和政が始まり52年まで続く。二月革命は、自由主義者と社会主義者によるものであり、とくに経済的、社会的改革を目指した。カトリック自由主義者は革命を歓迎した⁸⁹⁾。ラコルデルは、グルノーブルからパリに戻ってカトリック自由主義の日報『新時代』（*Ere Nouvelle*）を創刊した。彼は「キリスト教社会主義」や「キリスト教的経済」といった言葉を用いた。そして同紙はパリの大司教アフル（Affre）の支援を受けた。しかし、大半のカトリックの指導者はラコルデルの思想を批判した⁹⁰⁾。教会と社会主義を結びつけることは認められなかった。二月革命の原動力は、フランスにおける産業革命の結果生まれた大量の貧困層であった。そのため中産階級と教会は社会主義に対する不安を共有したので復古主義的な傾向を持った。

ラコルデルは、1848年4月の議会選挙で議員になり、左翼に席を取った。しかし、5月15日の暴徒による議会への乱入に深く失望し、数日後に議員を辞職した。6月には友人のア

フル大司教が暗殺されてさらに彼は心を痛めた。国立作業場の閉鎖と労働者への血の弾圧は二月革命の経済的、社会的失敗を象徴した。ラコルデルと『新時代』の同志たちは社会的再編と富の再分配のない政治革命は、ほとんど持続しないことを理解した。彼は『新時代』から離れ、グルノーブルに引退した。

二月革命はラムネーとビュシェをも再び政治の表舞台に押し出した。ラムネーは、1848年の二月革命後、パリ地区から制憲議会の議員に選出され、『選挙民』(*Le Peuple Constituant*)という新聞を発行し活動した。ラムネーは同紙1848年4月24日号においてフランスにおいて初めて実施されたばかりの普通選挙を批判した。ただし彼が批判したのは自由主義そのものではなく、第二共和政において民衆が名ばかりの自由の下でほとんど判断材料がないまま投票し、結果的に権力者の都合のよいように利用されたことである。これは人民を奴隷化するものであると彼は自由を標榜する目前の社会を非難したのである⁹¹⁾。

ラムネーは1851年のクーデタによって政界から追放され54年に亡くなった。波乱万丈の生涯を送った彼の宗教思想は、キリスト教民主主義、社会カトリシズム、キリスト教社会主義の源流となった。

他方、ビュシェは二月革命で国民軍の将校となり、革命後の4月に行われた制憲議会選挙でパリから議員に選出された。彼はナショナル派(ブルジョア共和派)に属し、制憲議会は1か月の任期で彼を議長に選出した。なお、このとき副議長を務めたのはアトリエ派のコルボンであった。

二月革命後のフランスでは経済危機が深刻化し失業者が増大し社会的不安が高まった。パリの労働者は、新政府の敵対的な態度に不満を募らせ、6月に反政府暴動を引き起こした。この六月暴動(*Journée du Juin*)は陸相カヴェニャック(Louis Eugène Cavaignac)によって鎮圧されたが、政治的対立は深まった。カヴェニャックを支持したビュシェは、1849年の選挙で落選した。彼の議員活動は短かったが、51年12月には直後に釈放されたものの一時的に逮捕され、52年に完全に政治の場から身を引いた。

1865年8月、ビュシェは旅の途中で亡くなった。彼の死後、友人や弟子によって『政治・社会科学論』⁹²⁾が発刊された。ビュシェは二月革命に大いに失望して亡くなっていったが、19世紀末以降のキリスト教労働組合運動に大きな影響を与えることになる。

カトリック教会の二月革命に対する反応は、以上に挙げた三名とは正反対であった。革命に直面した教会は反動と保守主義の陣営にあった。1848年12月にルイ・ナポレオン(Louis Napoléon)が大統領に選出されると教会は公然と彼を支持した。それは彼が教皇の解放と教育の自由を与えることを約束したからであった⁹³⁾。

1852年にルイ・ナポレオンによるクーデタで第二共和政は瓦解し、ナポレオン3世による第二帝政が始まった。帝政はカトリック自由主義者を除く大半のカトリック教徒により支持された。また、ナポレオン3世の後ウジェニーは熱心なカトリック教徒であったので、保

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

守的な教会は帝政政府から手厚い保護を受けることができた。

こうしてカトリック教会は第二帝政の支持層として、さらに第三共和政期では王党派と連携し、約半世紀にわたって民主主義を受け入れることはなかった。キリスト教民主主義が再び登場するのは19世紀末になってのことになる。

2. ドイツ

1820年代～30年代のドイツにおいては、プロテスタントもカトリックも国家とくにプロイセンによる圧力を受けていた⁹⁴。プロイセンのプロテスタントの福音教会は、国家の厳格な管理のもとにおかれていた。

ウィーン会議の結果、カトリックのラインラントがプロテスタントのプロイセン領に編入された。当初から宗派間の緊張があったが、1837年に衝撃的な事件が起こった。ケルンに着任した大司教が教会内部の規律について国家の干渉を拒否したのである。また、彼はボン大学の神学部に非正統派の教授の講義に出席しないように命じた。大司教は職権乱用の罪に問われて、刑務所に収監されることになった。

この背景にはプロイセンの中産階級や官僚上層の思考が大きく関係していた。彼らはドイツの中等学校や大学においてカントやヘーゲルの学説で訓練を受けていた。彼らは人間の理性が自律的であり、国家は最高の存在であるとともに神の意思の完全な反映であると学んだ。教育を受け訓練を受けた行政官としてドイツ人の上級公務員は民主的な代表制に対して懐疑的であり軽蔑していた。彼らは反自由主義であると同時に反教會的であった⁹⁵。

フランス革命前までのラインラントのカトリックは極めて保守的であった。しかし、ナポレオンの支配、バイエルンとバーデンの自由主義政府、プロイセンの国王と官僚による教会への攻撃が彼らを覚醒させた。1848年のドイツ3月革命によって同年5月フランクフルト・アム・マインのパウロ教会（Paulskirche）でドイツ最初の議会が開かれた。このフランクフルト国民議会で、カトリック派が中央に座った⁹⁶。これがドイツにおけるカトリック政党の始まりと考えられる。

3. イタリア統一とヴァチカンの保守化

1846年6月に教皇となったピウス9世（Pius IX、在位1846-78年）は自由主義者として知られていた。彼は政治犯に恩赦を与え、囚人を開放し、自由主義的な経済・社会改革を行った⁹⁷。反近代主義の前教皇が拒否していた鉄道敷設もすぐに許可が与えられた。しかし、2年後の1848年のローマ革命が教皇を保守派に変え彼の評判は裏切られる。

1848年のフランス二月革命は、イタリア半島にも伝播し半島各地で革命運動が活発化し、その波はローマにまで押し寄せた。3月にはウィーンでも革命がおき北イタリアを支配するオーストリア軍は援軍を得られない事態となった。そこでイタリア半島各地の革命勢力はオ

ーストリアを半島から追い払うことがイタリア統一につながるとして戦争を計画した。そして、教皇にオーストリアに宣戦布告することを求めた。

ピウス9世は、イタリア民族主義者でありイタリア統一運動の理解者であり、個人的にはオーストリアをイタリアから排除することを望んでいた。しかし、カトリック教会の長である教皇が、戦争をそれも最大のカトリック国であるオーストリアに対する戦争を引き起こすことはできないと考えた。

1848年4月29日、教皇は「教書」を発表し、教皇領は対オーストリア戦争には参加せず、この戦争はカトリック教会を分裂させることになり反対であることを表明した。また、彼は自由主義者であったが教会の長として立場上憲法を受け入れることができない。なぜなら憲法は教皇の活動を地上の権威の下におくことになるからである。この教皇「教書」は、それまで教皇をイタリアの愛国者であると信じていた民衆を憤慨させた。教皇は外交交渉によってオーストリア軍の撤退を図ったが挫折し、11月急進派は暫定政権を樹立した。ピウス9世が居住するクイリナーレ宮殿は市民軍に包囲された。11月24日夜、教皇はバイエルン大使とスペイン大使によって救出されフランス軍艦でナポリ王国に亡命した。

1849年2月9日、教皇のいなくなったローマに共和国政府の樹立が宣言された。ローマ共和国は、教皇をはじめとする聖職者の政治的権限を奪い、その裏付けとなってきた土地などのすべての財産を没収した。ピウス9世はローマ共和国政府に「破門宣言」を発したが何の効果もなかった。

しかし、フランスで権力を握ったナポレオン3世は、フランス国民の教皇支持を背景にローマに軍隊を派遣し1年ほどでローマ共和国を滅ぼした。マッツィーニら指導者は亡命し、ピウス9世は、教会領の領主となった。フランスの第二共和政と第二帝政の政府はカトリック教会と教皇庁を支持した。このことは、またヨーロッパ大陸とイタリア半島においてオーストリアのハプスブルク家の勢力に対抗することでもあった。

1850年4月12日、教皇はフランス義勇軍とローマに戻り、ヴァチカンに居を構えた。ピウス9世はこれらの出来事によって自由主義を捨て、保守的な政策を打ち出して行く。まず司教の任命において、各地域の教会の推薦に従わず、自らウルトラモンタンの聖職者を任命した。また、司教には定期的なローマ訪問を義務付けた。さらに、それまで国や地域で異なっていた典礼を、ローマのものを基準とする画一的な典礼に統一しようとした。

1854年にはピウス9世は「聖母無垢受胎」(Immaculata conception Mariae)を教義として宣言した⁹⁸⁾。これは無原罪の聖母マリアがイエスを懐胎したと宣言するものであったが、マリアが無原罪であったことには議論があり、これが一方的に教皇によって宣言されたことに重要な意味がある。教皇はこれ以降、教義に対するコントロールを拡大させ、さらに反動的な宗教政策を進めていくことになる。ピウス9世は1864年には回勅『クワンタ・クアラ』(Quanta cura)』(どれほどの驚き)とこれに付属する『シラプス・エロールム』(Syllabus

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

Errourm)』(誤謬表)を發布した⁹⁹⁾。『誤謬表』は「進歩、自由主義および近代文明」を批判し、近代社会の基本原則 80 項目を挙げ、これらすべてを誤謬として斥けた。そして「新トマス主義」(Neo thomism)を公認して中世的スコラ哲学の再興を奨励した。こうして教皇はウルトラモンタニズムの反動性を明確にし、近代社会とそれに関連する一切の思想や文化を排撃したのである。

他方、イタリア統一軍は 1860 年にロマーニャとマルケを併合し、統一への歩みを着実に進めていた。教皇は、フランス義勇軍に守られローマ地域の領土を確保するのが精いっぱいであった。

保守的で専制的な傾向を強めたピウス 9 世のもとで第 1 回ヴァチカン公会議が開催されることになった。1864 年 12 月 6 日、教皇は近代の問題に対処するための公会議の開催を発表した。翌年 3 月に枢機卿から構成される中央準備委員会が設立され、そのもとに専門委員会が設置された。専門委員会は「信仰と教義」、「政治と教会との関係」、「東方正教会と宣教」、「教会内の規律」、「修道生活」の 5 つである。これらの委員会のメンバーの大半は、ウルトラモンタンの聖職者や教皇庁高官であり、公会議の保守的路線は明確であった。

1866 年 6 月の普墺戦争勃発によってフランス守備隊がローマから去ったため、準備委員会は 1867 年夏まで休会した。結局、準備された草案は「信仰と教義」専門委員会による教義原案のみであった。原案はピウス 9 世の回勅『クワンタ・クーラ』と『誤謬表』をもとに作成された極めて保守的なものであった。

1869 年末から 70 年秋に第 1 回ヴァチカン公会議が開催された。1870 年 4 月 29 日、教皇の首位権と不可謬権に関する新しい憲章が公会議に提出された。不可謬権には反対する意見が一定数あったが、発言した多くの司教は提案に賛成した。7 月 18 日、教皇自らが公会議を主宰し憲章「パストール・エテルヌス」(永遠の牧者)が正式に採決に付された。採決前に 61 名が投票に抗議しローマを離れた。新憲章は賛成 433 票、反対 2 票の圧倒的多数で可決された¹⁰⁰⁾。この教皇の不可謬権宣言によってカトリック教会においてはこれまでにない絶対主義的な体制が確立したのである。

この後に重要議題はなかったが公会議は 9 月 1 日まで続けられた。しかし、この間にイタリア統一軍は各地にある教皇領を手中に収めローマに迫った。7 月に普仏(プロイセン・フランス)戦争が勃発すると教皇を守護していたフランス軍は去り、教皇は軍事的に無力化しイタリア統一軍はローマに侵攻し占領した。ここにローマ教皇は領土を失い世俗的君主の主権を喪失した。教皇は 1870 年 10 月 20 日に公会議を休会とした。

教皇領喪失に憤慨したピウス 9 世は、これ以後自ら「ヴァチカンの囚人」を名のり、一連の事実を認めることはなかった。歴代教皇は統一を達成したサルディーニャ王国に失った領土の主権を主張し続けることになる。この「ローマ問題」は、ムッソリーニ政権との交渉によって最終的に解決されるまで続いた¹⁰¹⁾。

ピウス9世は32年間というカトリックの歴史において最長の期間教皇の座にあった。この間、教皇は世俗の君主としての権利は失ったものの、ガリカニズムやヨセフィズムは一掃され第一ヴァチカン公会議での不可謬権の承認によってカトリック世界においては従来にならぬ絶対的な立場を獲得した¹⁰²⁾。保守化した教皇庁は、カトリック自由主義者を抑圧した。こうしてキリスト教民主主義の動きは19世紀末まで沈黙を余儀なくされたのである。

むすび

宗教改革は、カトリック内部における改革をもたらした。新しいカトリック思想であるイエズス会とジャンセニズムは17-18世紀に知的論争を行い、神学のレベルを高めフランス革命後のキリスト教民主主義を準備した側面がある。ただし、キリスト教民主主義の直接の契機はフランス革命とその背後にある啓蒙思想であった。

ラムネーたちカトリックの思想家は、フランス革命がもたらした成果とカトリック思想の共存を模索した。1830年代の『未来』に参加したラムネーとラコルデールはキリスト教民主主義の創設者といえることができる。また、彼らは活動と施策を進める中で社会主義者にもなっていた。その点ではカトリック社会主義者のビュシェもほぼ彼らと問題意識を共有していた。

しかし、19世紀前半におけるウルトラモンタニズムの興隆により教皇の権威はかつてないほど高まり、教皇庁は極端に保守的となった。知的に墮落し保守化した教皇庁は、ラムネーらを破門し、その思想を一方向的に排斥し自由主義や民主主義を受け入れることはなかった。ラムネーたちはカトリック思想を保持しながら、教皇庁からも民衆からも受け入れられず、教会を離れてキリスト教民主主義、キリスト教社会主義の思想を発展させた。

超保守的なピウス9世のもとでは、彼らはカトリック教会に受け入れられることはなかった。とくに1864年の回勅「クワンタ・クーラ」と「誤謬表」の発布はキリスト教民主主義にとって決定的な打撃であった。教皇庁の態度が変化するには、1878年にピウス9世が亡くなり、レオ13世(Leo XIII, 在位1878-1903)が登場するのを待たねばならない。

注

- 1) 小島健「キリスト教民主主義とヨーロッパ 1919-1948年」、『東京経大会誌』第313号、2022年。
- 2) イエズス会の歴史については以下を参照。William V. Bangert, *A History of the Society of Jesus*, Second Edition, St. Louis: The Institute of Jesuits Sources, 1986 (上智大学中世思想研究所監修『イエズス会の歴史』(上・下), 2018年); 高橋裕史『イエズス会の世界戦略』講談社, 2006年; 中村雄二郎「カトリック教会の改革」、『世界歴史14 近代世界の形成I』岩波書店, 1969年, 450-454頁。

- 3) Francisco Xavier, 1506-52年。スペイン人のイエズス会宣教師として海外伝道に活躍し、1549年(天文18年)には日本で初めてキリスト教を布教した。
- 4) [仏] jansénisme, [ラ・独] Jansenismus, [英] Jansenism。ジャンセニスムについての記述は以下を参照した。Louis Cognet, *Le jansénisme*, Paris: Presses Universitaires de France, 5^e édition, 1985 (朝倉剛, 倉田清訳『ジャンセニスム』白水社, 1966年); Karl Otmar von Aretin, *The Papacy and the Modern World*, New York: McGraw-Hill, 1970, pp.15-20 (澤田昭夫訳『カトリシズム—教皇と近代世界—』平凡社, 1973年, 22-28頁); Herman Tüchle, “Conséquences lointaines du schisme au siècle de l’absolutisme”, in: Herman Tüchle, C. A. Bouman et Jacques Le Brun, *Réforme et contre-réforme*, Paris: Seuil, 1968, pp.290-299 (上智大学中世思想研究所編訳/監修『バロック時代のキリスト教』平凡社, 1997年, 67-79頁); 中村雄二郎『パスカルとその時代』東京大学出版会, 1965年; 中村, 前掲論文, 460-461頁。
- 5) Cornelis Jansen (Cornelius Jansenius), 1585-1638年。
- 6) フランス絶対王政下の宗派对立については以下を参照。御園敬介『ジャンセニスム 生成する異端—近世フランスにおける宗教と政治』慶應義塾大学出版会, 2020年; 中村, 前掲論文, 461-464頁。
- 7) H. デンツィンガー編(浜寛五郎訳)『カトリック教会文書資料集(改訂版)』エンデルレ書店, 改訂5版, 2004年, 371-378頁。
- 8) Aretin, *op. cit.*, pp.15-18 (邦訳, 23-26頁)。
- 9) *Ibid.*, pp.12-13 (邦訳, 19頁)。
- 10) ガリカニスムについては次を参照。中村, 前掲論文, 465頁。
- 11) abbé de Saint-Cyran, 1581-1643年。本名はデュベルジェ・ド・オーランヌ (Duvergier de Hauranne) である。
- 12) Blaise Pascal, 1623-62年。彼は1646年に父妹とともにサン・シランの門弟たちの感化によってジャンセニストとなった。さらに彼は1654年の神秘体験をきっかけに妹が入会していたポール・ロワイヤル修道院に入った。パスカルは晩年『キリスト教護教論』の執筆を企図するが完成せず、残された準備ノートをもとに『パンセ』(*Pensées*, 1670)が出版された。Tüchle, *op. cit.*, pp.299-301 (邦訳, 79-82頁); 中村, 前掲書。
- 13) *Les Lettres provinciales* は、書簡形式のパンフレットである。Cf. Pascal, *Pensées*, Paris: Garnier Frères, 1964 (Édition de Ch.-M. des Granges)。
- 14) 森川甫『パスカル『プロヴァンシアルの手紙』—ポール・ロワイヤル修道院とイエズス会—』関西学院大学出版会, 2000年, 参照。
- 15) 「野原のポール・ロワイヤル」の意で、17世紀初頭パリのサンジャック街に修道院の建て増し部分として建設された。ポール・ロワイヤル・ド・パリと区別する名称。
- 16) オーストリア絶対王政と宗教との関係については、進藤牧郎「オーストリア啓蒙専制主義」、『世界歴史17 近代世界の展開I』岩波書店, 1970年, 399-405頁を参照。
- 17) デンツィンガー編, 前掲書, 392-393頁。
- 18) E. L. Evans, *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and The Netherlands, 1785-1985*, Boston: Humanities Press, 1999, p. 6.
- 19) Aretin, *op. cit.*, pp.18-20, 62 (邦訳, 26-28頁, 72頁)。
- 20) 1754-1838年。オータンの司教タレーランは、啓蒙思想の影響を受けフリーメイソンの会員で

あった。1790年に三部会に選出され議長となるが、その後、亡命を余儀なくされた。1797年に総裁政府の外務大臣となって復帰しナポレオンに協力したが、1807年に辞職しナポレオンと袂を分かち反ナポレオン派を率いた。

- 21) Aretin, *op. cit.*, p. 26 (邦訳, 33 頁).
- 22) [仏] concordat, [ラ] Concordatum。コンコルダートは、国内の宗教問題について国家と教会（とくに教皇）との間に結ばれる協約のことである。政教和約、政教協約（条約）とも訳される。
- 23) コンコルダートの内容と意義について詳しくは以下を参照。G. De Bertier de Sauvigny, “La Restriction (1800-1848)”, in Rogier, Sauvigny et Hajjar, *Siècle des lumières révolutions restaurations*, Paris: Seuil, 1966, pp. 277-278 (上智大学中世思想研究所編訳 / 監修『ロマン主義時代のキリスト教』講談社, 1982 年, 28-31 頁) ; Aretin, *op. cit.*, p. 30 (邦訳, 39 頁).
- 24) Sauvigny, *op. cit.*, pp. 278-279 (邦訳, 33-34 頁) ; Aretin, *op. cit.*, pp. 31-32 (邦訳, 41 頁).
- 25) Sauvigny, *op. cit.*, p. 287 (邦訳, 42-43 頁) ; Aretin, *op. cit.*, p. 36 (邦訳, 45 頁).
- 26) 1805-15 年のナポレオンと教皇の係争については次を参照。Sauvigny, *op. cit.*, pp. 292-299 (邦訳, 50-57 頁) ; Aretin, *op. cit.*, pp. 36-37 (邦訳, 45-47 頁).
- 27) Sauvigny, *op. cit.*, p. 295 (邦訳, 55-56 頁).
- 28) Sauvigny, *op. cit.*, pp. 299-300 (邦訳, 59-61 頁).
- 29) Michael P. Fogarty, *Christian Democracy in Western Europe, 1820-1953*, New York: Routledge, 2018 (First published in 1957), p. 154.
- 30) Aretin, *op. cit.*, p. 39 (邦訳, 48 頁).
- 31) Sauvigny, *op. cit.*, pp. 321-322 (邦訳, 96-97 頁).
- 32) メーストルの思想については以下を参照。Aretin, *op. cit.*, pp. 49-50 (邦訳, 59-60 頁) ; Sauvigny, *op. cit.*, pp. 422-423 (邦訳, 259-260 頁) ; J. P. Mayer, *Political Thought in France: from the Revolution to the Fourth Republic*, London: Routledge & Kegan Paul, Revised edition, 1949, pp. 20-21 (五十嵐豊作訳『フランスの政治思想—大革命から第四共和政まで—』岩波書店, 1956 年, 47-49 頁) ; 水田珠枝「反革命のロマン主義—フランス」, 『世界歴史 18』岩波書店, 1970 年, 407-412 頁。
- 33) Joseph de Maistre, *Du Pape*, 2vols., 1819.
- 34) Evans, *op. cit.*, p. 4.
- 35) Joseph de Maistre, *De l'Église gallican dans son rapport avec le Souverain Pontife*, 1821.
- 36) ボナールについては以下を参照。Aretin, *op. cit.*, p. 50 (邦訳, 60 頁) ; Mayer, *op. cit.*, pp. 21-22 (邦訳, 49-51 頁) ; Sauvigny, *op. cit.*, pp. 422-423 (邦訳, 259 頁) ; 高山裕二「トクヴィル—権威と自由をめぐる考察」, 宇野重規編『政治哲学 3—近代の変容』岩波書店, 2014 年, 78 頁 ; 水田, 前掲論文, 407, 411-412 頁。
- 37) Louis-Gabriel Ambroise Bonald, *Théorie du pouvoir politique et religieux dans la société civile*, 1796.
- 38) François-René de Chateaubriand, *Le Génie du Christianisme*, 1802.
- 39) Sauvigny, *op. cit.*, p. 422 (邦訳, 258-259 頁).
- 40) ドイツにおける変化に関しては, Aretin, *op. cit.*, pp. 33-36 (邦訳, 42-44 頁), 参照。
- 41) Sauvigny, *op. cit.*, p. 414 (邦訳, 244-255 頁).
- 42) Fogarty, *op. cit.*, p. 153.

- 43) Aretin, *op. cit.*, p. 42 (邦訳, 51-52 頁).
- 44) 小島健『欧州建設とベルギー』日本経済評論社, 2007 年, 12-14 頁。
- 45) Aretin, *op. cit.*, p. 45 (邦訳, 55 頁).
- 46) ラムネーについての記述は以下を参考にした。Aretin, *op. cit.*, pp. 50-62 (邦訳, 61-72 頁) ; Sauvigny, *op. cit.*, pp. 423-426 (邦訳, 260-265 頁) ; Tudesq, *op. cit.*, p. 39-40 (邦訳, 49-50 頁) ; Mayer, *op. cit.*, p. 22 (邦訳, 51 頁) ; Louis Le Guillou, *Lamennais*, Desclée de Brouwer, 1969 (伊藤晃訳『ラムネーの思想と生涯』春秋社, 1989 年) ; Louis Le Guillou, *Les Lamennais: Deux frères, deux destins*, Paris: Les Éditions Ouvrières, 1990 ; 高山裕二「民主主義と宗教—ラムネーとトクヴィル」, 宇野重規, 伊達聖伸, 高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの—十九世紀フランスの経験』白水社, 2011 年。
- 47) Roberto Papini, *The Christian Democrat International*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 1997, p. 1.
- 48) Jean-Marie Robert de Lamennais (1780-1860). 1804 年司祭に叙階され, 1822 年にはパリでフランス宮廷付司教総代理に任命された。キリスト教教育修士会とサン・ブリューの御摂理修道女会を設立した。Cf. Le Guillou, *op. cit.*, 1969, pp. 11-12.
- 49) Lamennais, *Essai sur l'indifférence en matière de religion*, 1817.
- 50) Lamennais, *De la religion considérée dans ses rapports avec l'ordre civil*, 1826.
- 51) Evans, *op. cit.*, p. 4 ; R. E. M. Irving, *Christian Democracy in France*, London: George Allen & Unwin, 1973, p. 27 ; 土倉, 『西ヨーロッパ・キリスト教民主主義の研究』関西大学出版部, 2021 年, 50 頁。
- 52) Fogarty, *op. cit.*, p. 155 ; 安藤, 前掲書, 294 頁 ; 高山, 前掲論文, 79 頁。
- 53) Sauvigny, *op. cit.*, p. 428 (邦訳, 268 頁)。
- 54) Lamennais, *Des progrès de la révolution et de la guerre contre l'Église*, 1829.
- 55) Bangert, *op. cit.*, p. 456 (邦訳 (下), 336-337 頁)。
- 56) 1810-1870 年。父親は亡命貴族, 母親はイギリス人のプロテスタントでロンドンに生まれた。『未来』により自由主義的カトリシズムの著述家として登場し, ラムネーと別れて後は政治家となり議員になった。
- 57) Irving, *op. cit.*, 1973, p. 28 ; Aretin, *op. cit.*, p. 55 (邦訳, 65 頁)。
- 58) Fogarty, *op. cit.*, p. 156 ; Aretin, *op. cit.*, pp. 55-57 (邦訳, 66-67 頁) ; Sauvigny, *op. cit.*, p. 425 (邦訳, 263 頁) ; 安藤, 前掲書, 294 頁。
- 59) Aretin, *op. cit.*, pp. 62 (邦訳, 72 頁)。
- 60) Fogarty, *op. cit.*, p. 156. ストルツォと NEI については小島, 前掲論文, 参照。
- 61) Sauvigny, *op. cit.*, p. 331 (邦訳, 109 頁)。
- 62) Aretin, *op. cit.*, pp. 58-59 (邦訳, 69 頁) ; Sauvigny, *op. cit.*, p. 425 (邦訳, 263-264 頁)。
- 63) Sauvigny, *op. cit.*, p. 425 (邦訳, 263 頁)。
- 64) Irving, *op. cit.*, 1973, p. 28 ; Sauvigny, *op. cit.*, pp. 425-426 (邦訳, 264 頁) ; 高山, 前掲論文, 2011 年, 115-116 頁。
- 65) Lamennais, *Paroles d'un croyant*, 1834.
- 66) Tudesq, *op. cit.*, p. 39 (邦訳, 49 頁)。
- 67) Lamennais, *Affaires de Rome*, 1836.

- 68) George Sand, *Lettres à Marcie*, Œuvres complètes XXXI, Slatkine reprints, Genève, 1980 (1837).
- 69) 吉田綾「サンドとラムネー：『マルシへの手紙』をめぐる宗教観」, 『人文論究』(関西学院大学), 第 48 卷 1 号, 1998 年。
- 70) Tudesq, *op. cit.*, p. 39 (邦訳, 49 頁)。ラムネーとともにピエール・ルルー (Pierre Leroux) の影響もある。谷川, 前掲書, 15-16 頁, 参照。
- 71) Lamennais, *Le livre du peuple*, 1837.
- 72) Lamennais, *Le passé et l'avenir du peuple*, 1841.
- 73) ラムネーの社会主義思想については以下を参照。Georges Lefranc, *Histoire des doctrines sociales dans l'europe contemporaine*, Paris: Éditions Mouton, 1960, pp. 43-44 (花崎皋平訳『現代ヨーロッパ社会思想史』(上) 社会思想社, 1976 年, 64-65 頁)。
- 74) *Ibid.*, pp. 43-44 (邦訳, 65 頁)。
- 75) Aretin, *op. cit.*, pp. 109-110 (邦訳, 120-122 頁); 土倉, 前掲書, 162 頁。
- 76) ルーヴァン大学は, 1425 年に教皇の勅命で設立され, エラスムスやトーマス・モアといった知識人が学び教えた。フランス革命の影響で同大学は廃止されたが, ベルギー独立を契機に 1834-35 年に再建されベルギーの知的活動の拠点となった。
- 77) Sauvigny, *op. cit.*, p. 428 (邦訳, 269 頁)。
- 78) Irving, *op. cit.*, 1973, p. 27; Sauvigny, *op. cit.*, pp. 429, 448 (邦訳, 269-270, 302 頁); Tudesq, *op. cit.*, p. 75 (邦訳, 88 頁)。
- 79) Irving, *op. cit.*, pp. 26-27.
- 80) *Ibid.*, pp. 28-29.
- 81) ビュシェの人生と思想については以下を参照。Lefranc, *op. cit.*, pp. 44-49 (邦訳, 65-73 頁); Sauvigny, *op. cit.*, pp. 428-429 (邦訳, 269 頁); Irving, *op. cit.*, 1973, p. 28.
- 82) Lefranc, *Ibid.*, p. 44 (邦訳, 65-66 頁); 中木康夫『フランス政治史』(上) 未来社, 1975 年, 51-52 頁。
- 83) Saint-Simon, *Nouveau Christianisme*, 1825.
- 84) Société des amis du peuple. この協会は政府によって禁止された。
- 85) Lefranc, *op. cit.*, p. 45 (邦訳, 67 頁)。
- 86) [P. J. B. Buchez], Moyen d'améliorer la condition des salariés des villes, *L'Européen: Journal des sciences morales et politiques*, 24 décembre 1831 (谷川稔訳「都市賃金労働者の境遇を改善するための方策」, 河野健二編『資料 フランス初期社会主義』平凡社, 1979 年, 88-95 頁)。
- 87) *L'Atelier* 紙とアトリエ派のアソシアシオン論について詳しくは谷川, 前掲書, 63-73 頁を参照。
- 88) 谷川, 同上書, 72, 97-98 頁。
- 89) Fogarty, *op. cit.*, p. 157; Irving, *op. cit.*, p. 29; Papini, *op. cit.*, p. 1.
- 90) Irving, *op. cit.*, p. 29; Tudesq, *op. cit.*, p. 75 (邦訳, 88 頁)。
- 91) Tudesq, *Ibid.*, p. 40 (邦訳, 50-51 頁)。
- 92) P. J. B. Buchez, *Traité de politique et de science sociale*, 2vols, 1866.
- 93) Irving, *op. cit.*, pp. 29-30.

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

- 94) ドイツについては Fogarty, *op. cit.*, pp. 160-163, 参照。
- 95) Fogarty, *Ibid.*, p. 161.
- 96) Wolfram Kaiser, *Christian Democracy and the Origins of European Union*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007, pp. 18-19.
- 97) ピウス 9 世下のイタリア政治については次を参照。Fogarty, *op. cit.*, p. 153 ; 松本佐保『バチカン近現代史』中公新書, 2013 年, 32-56 頁。
- 98) Fogarty, *op. cit.*, p. 154 ; Kaiser, *op. cit.*, p. 14; 石原, 前掲書, 268 頁。
- 99) Irving, *op. cit.*, 1973, p. 30.
- 100) Evans, *op. cit.*, pp. 6-7; Aretin, *op. cit.*, pp. 103-104 (邦訳, 115-6 頁) ; 西川知一『近代政治史とカトリシズム』有斐閣, 1977 年, 20 頁。
- 101) Kaiser, *op. cit.*, pp. 22-23.
- 102) ピウス 9 世がカトリック世界でもった大きな影響力に関しては, *Ibid.*, pp. 12-16, 参照。

参考文献

【欧語文献】

書籍

- Aretin, Karl Otmar von, *The Papacy and the Modern World*, New York: McGraw-Hill, 1970 (Translated by Roland Hill) (澤田昭夫訳『カトリシズム—教皇と近代世界—』平凡社, 1973 年)
- Bangert, William V., *A History of the Society of Jesus*, Second Edition, St. Louis: The Institute of Jesuits Sources, 1986 (First Edition, 1972) (上智大学中世思想研究所監修『イエズス会の歴史』(上・下), 2018 年, 原本は原書房, 2004 年)
- Cognet, Louis, *Le jansénisme*, Paris: Presses Universitaires de France, 5^e édition, 1985 (1^{re} éd., 1961) (朝倉剛, 倉田清訳『ジャンセニスム』白水社, 1966 年)
- Evans, Ellen Lovell, *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and The Netherlands, 1785-1985*, Boston: Humanities Press, 1999
- Fogarty, Michael Patrick, *Christian Democracy in Western Europe, 1820-1953*, New York: Routledge, 2018 (First published in 1957)
- Kaiser, Wolfram, *Christian Democracy and the Origins of European Union*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007
- Le Guillou, Louis, *Lamennais*, Desclée de Brouwer, 1969 (伊藤晃訳『ラムネーの思想と生涯』春秋社, 1989 年)
- Le Guillou, Louis, *Les Lamennais: Deux frères, deux destins*, Paris: Les Éditions Ouvrières, 1990
- Irving, Ronald Eckford Mill, *Christian Democracy in France*, London: George Allen & Unwin, 1973
- Irving, Ronald Eckford Mill, *The Christian Democratic Parties of Western Europe*, London: George Allen and Unwin, 1979
- Lefranc, Georges, *Histoire des doctrines sociales dans l'europe contemporaine*, Paris: Éditions Montaigne, 1960 (花崎皋平訳『現代ヨーロッパ社会思想史』(上) 社会思想社, 1976 年)
- Lamennais, Félicité Robert de, *Paroles d'un Croyant*, Éditions Croisées, (1834)

- Lamennais, Félicité Robert de, *Le Livre du peuple*, Éditions Croisées, (1837)
- Mayer, J. P., *Political Thought in France: from the Revolution to the Fourth Republic*, Revised edition, 1949, in the International Library of Sociology and Social Reconstruction, London: Routledge & Kegan Paul Ltd. (五十嵐豊作訳『フランスの政治思想—大革命から第四共和政まで—』岩波書店, 1956年)
- Papini, Roberto, *The Christian Democrat International*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 1997, translated by Robert Royal, First published in Italian as *L'Internazionale DC: La cooperazione tra i partiti democraici cristiani dal 1925 al 1985* by Roberto Papini, copyright 1986 by Franco Angeli Libri s.r.l, Milan, Italy
- Pascal, Blaise (Édition de Ch.-M. des Granges), *Pensées*, Paris: Garnier Frères, 1964 (1670)
- Tüchle, Herman, C. A. Bouman et Le Brun, Jacques, *Réforme et contre-réforme*, Paris: Seuil, 1968 (上智大学中世思想研究所編訳/監修『バロック時代のキリスト教』平凡社, 1997年, 原本は講談社)
- Rogier, L. J., Sauvigny, G. De Bertier de et Hajjar, Joseph, *Siècle des lumières révolutions restaurations*, Paris: Seuil, 1966 (上智大学中世思想研究所編訳/監修『ロマン主義時代のキリスト教』講談社, 1982年)
- Tudesq, André-Jean, *La démocratie en France depuis 1815*, Paris: Presses Universitaires de France, 1971. (大石明夫訳『フランスの民主主義—一八一五年以後—』評論社, 1974年)

論文

- Sauvigny, G. De Bertier de, “La Restriction (1800-1848)”, in L. J. Rogier, G. De Bertier de Sauvigny et Joseph Hajjar, *Siècle des lumières révolutions restaurations*, Paris: Seuil, 1966 (上智大学中世思想研究所編訳/監修『ロマン主義時代のキリスト教』講談社, 1982年)
- Tüchle, Herman, “Conséquences lointaines du schisme au siècle de l’absolutisme”, in: Herman Tüchle, C. A. Bouman et Jacques Le Brun, *Réforme et contre-réforme*, Paris: Seuil, 1968 (上智大学中世思想研究所編訳/監修『バロック時代のキリスト教』平凡社, 1997年, 原本は講談社)

【邦語文献】

書籍

- 安藤隆穂『フランス自由主義の成立—公共圏の思想史—』名古屋大学出版会, 2007年
- 石原謙『基督教史 増補版』岩波書店 (岩波全書セレクション), 2005年
- 宇野重規, 伊達聖伸, 高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの—十九世紀フランスの経験』白水社, 2011年
- 宇野重規編『政治哲学 3—近代の変容』岩波書店 (岩波講座), 2014年
- 河野健二編『資料 フランス初期社会主義—二月革命とその思想—』平凡社, 1979年
- 小島健『欧州建設とベルギー』日本経済評論社, 2007年
- 高橋裕史『イエズス会の世界戦略』講談社, 2006年
- 高柳俊一, 松本宣郎編『キリスト教の歴史 2』山川出版社, 2009年
- 谷川稔『フランス社会運動史—アソシアシオンとサンディカリズム』山川出版社, 1983年

ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源

- H. デンツィンガー編（浜寛五郎訳）『カトリック教会文書資料集（改訂版）』エンデルレ書店，改訂5版，2004年
- 土倉莞爾『西ヨーロッパ・キリスト教民主主義の研究』関西大学出版部，2021年
- 中木康夫『フランス政治史』（上）未来社，1975年
- 中村雄二郎『パスカルとその時代』東京大学出版会，1965年
- 西川知一『近代政治史とカトリシズム』有斐閣，1977年
- 半田元夫，今野國雄『キリスト教史Ⅱ』山川出版社，1977年
- 松本佐保『バチカン近現代史』中公新書，2013年
- 御園敬介『ジャンセニスム 生成する異端—近世フランスにおける宗教と政治』慶應義塾大学出版会，2020年
- 森川甫『パスカル『プロヴァンシアルの手紙』—ポール・ロワイヤル修道院とイエズス会—』関西学院大学出版会，2000年

論文

- 小島健「欧州経済統合におけるトランスナショナル・ネットワーク—1950年代—」，日本EU学会編『日本EU学会年報』第41号，2021年
- 小島健「キリスト教民主主義とヨーロッパ 1919-1948年」，『東京経学会誌』第313号，2022年
- 進藤牧郎「オーストリア啓蒙専制主義」，『世界歴史17 近代世界の展開Ⅰ』岩波書店（岩波講座），1970年
- 高山裕二「トクヴィル—権威と自由をめぐる考察」，宇野重規編『政治哲学3—近代の変容』岩波書店（岩波講座），2014年
- 高山裕二「民主主義と宗教—ラムネとトクヴィル」，宇野重規，伊達聖伸，高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの—十九世紀フランスの経験』白水社，2011年
- 中村雄二郎「カトリック教会の改革」，『世界歴史14 近代世界の形成Ⅰ』岩波書店（岩波講座），1969年
- 水田珠枝「反革命のロマン主義—フランス」，『世界歴史18 近代世界の形成Ⅱ』岩波書店（岩波講座），1970年
- 吉田綾「サンドとラムネ—『マルシへの手紙』をめぐる宗教観」，『人文論究』（関西学院大学），第48巻1号，1998年

事典・辞典

- 新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第1巻，研究社，1996年
- 新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第2巻，研究社，1998年
- 新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第3巻，研究社，2002年
- 新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第4巻，研究社，2009年
- 日本基督教協議会文書事業部・キリスト教大事典編集委員会編『キリスト教大事典』（改訂新版）教文館，1973年
- マシュー・バンソン（長崎恵子，長崎麻子訳）『ローマ教皇事典』三交社，2000年
- 廣松渉ほか編『岩波 哲学・思想事典』岩波書店，1998年
- E. A. リヴィングストン編（木寺廉太訳）『オックスフォード キリスト教辞典』教文館，2017年